

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280331001	27年11月30日	28年2月23日	28年3月31日	ホテルにおける外国人労働者の雇用資格の緩和	<p>【提案の具体的な内容】 ホテルにおいて外国人労働者を雇用する際には、宿泊部門のフロント業務従事者などにしか在留資格が認められないのが現状であるが、レストラン・宴会等を含む全般的な業務内容にまで拡大するなど、在留資格等に関する諸条件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 訪日外国人旅行者数の急増にともない、外国語を話せる従業員の確保が急務となっていることから、外国人採用の必要性は高い。しかしながら、現状ではコンシェルジュ業務等を除き、「技術」「人文」「知識国際業務」「技能」等の在留資格就労が許可されないケースが多く、フロント業務に職種を限定しなくてはならないことから、レストラン・宴会等の業務に従事させることができない。ホテルマンとしてのキャリアにおいては、宿泊部門だけでなく(レストラン・宴会部門も同様に重要であり、実際に外国人のお客様が朝食等でレストランを利用することが多くあり、案内や料理の説明などでフロント業務以上の語学力が必要となっているため、外国語を話せるスタッフがサービスにあたることで、外国人旅行者の安心感、利便性、満足度が格段に向上すると考えられることから、ホテルにおける外国人の就労条件を緩和することが望ましいと考えられる。 また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本式の「おもてなし文化」が世界中で注目されるなか、外国人がこうした業務に従事することは、日本の接客技術を習得する良い機会であり、さらなる日本のイメージアップにもつながると期待できる。</p>	民間企業 (公社)関西経済連合会	法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第2条の2において、本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとされています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	その他	専門的・技術的分野に該当しない外国人材の受け入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略」改訂2015に従い、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えています。	
280331002	27年11月30日	28年2月23日	28年3月31日	外国人留学生の労働規制の緩和	<p>【提案内容】 外国人留学生のアルバイトにおける労働時間規制の緩和。</p> <p>【提案理由】 訪日外国人旅行者数の急増にともない、飲食店等で人手が不足している。言語の問題もあり、外国人留学生のアルバイトは貴重な人材であることから、規制の緩和によりさらなる活用につなげたい。</p>	(公社)関西経済連合会	法務省 厚生労働省	「資格外活動の許可」について、法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができるとしています。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第五項	現行制度下で対応可能	資格外活動の許可は、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない就労活動を例外的に認めるものです。 留学生については、在留期間中に、留学中の学費等の必要経費を補う目的でアルバイト活動を行うため資格外活動許可について申請があった場合は、週28時間以内(教育機関の長期休業期間中は、1日8時間以内)の活動を包括的に許可しているところ、この範囲外活動については、そのような許可の申請があったときに、個別に、以下の要件を満たす限りにおいて許可しており、ご提案の内容については既に対応しています。即ち、本来の在留活動の遂行が妨げられるものでなく、活動の目的が本邦留学中の学費等の必要経費を補うものであること、申請に係る活動が語学教師、通訳、翻訳、家庭教師等、申請者の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること、が確認できれば、活動を行う機関の名称及び所在地、業務内容等の条件を定めた上で個別に資格外活動を許可しているところです。	
280331003	27年11月30日	28年2月23日	28年3月31日	観光関連産業における外国人材登用のための制度整備	<p>【提案の具体的な内容】 1. 在留資格要件の緩和(大卒、一定の経験年数等)や在留資格業務の範囲の拡大、大きく(り化)等) 2. 観光関連産業に対する外国人材の派遣業務の実施 3. 観光関連産業における資格要件の緩和(ドライバー要件等)</p> <p>【提案理由】 観光関連産業においては、おもてなし要員やドライバー等の慢性的な不足が叫ばれており、このままでは訪日外国人拡大等に十分な対応ができない可能性が高い。 在留資格要件は、大卒や一定の経験年数、バスのドライバーでは居住要件等があるなどしばしばあり、また、「人文知識」「国際業務」「技能(スポーツ指導者)」等の在留資格が現行であるが、それ以外の「通訳」、「接客」等多様な業務も必要である。 必要な外国人材を個社ごとにくれぐれと採用することは困難なので、派遣業務を積極的に活用する必要がある。</p>	(一社)新経済連盟	法務省 厚生労働省	【法務省】 1,3について 出入国管理及び難民認定法第2条の2において、本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとされています。	【法務省】 1,3について 出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	【法務省】 1,3について その他	【法務省】 1,3について 専門的・技術的分野に該当しない外国人材の受け入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略」改訂2015に従い、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えています。	
							【厚生労働省】 2について 労働者派遣法では、港湾運送業務、建設業務、警備業務及び医療関連業務(紹介予定派遣をする場合等を除く)以外の業務については、労働者派遣業務を行うことは禁止されていません。また、労働者派遣法上、外国人を派遣労働者として派遣することは禁止されていません。	【厚生労働省】 2について 労働者派遣業務の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条	【厚生労働省】 2について 事実認識	【厚生労働省】 2について 労働者派遣法上、港湾運送業務、建設業務、警備業務及び医療関連業務(紹介予定派遣をする場合等を除く)以外の業務については、労働者派遣業務を行うことは禁止されていません。また、労働者派遣法上、外国人を派遣労働者として派遣することは禁止されていません。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280331006	27年 12月2日	28年 1月27日	28年 3月31日	乳児用液体ミルクの国内流通を実現させるための法的整備を進めてほしい	<p>乳児用液体ミルク(「液体ミルク」とは、乳児が母乳を飲めない時に代替的に飲ませる人工乳のうち、粉乳ではなく液状のものを指す。そのまま飲むものと希釈して使う濃縮乳があるが、以降は今回法の整備を希望するそのまま飲むタイプに言及する。欧米は普及しておりスーパー等で容易に買えるが、日本では法的根拠の不足ゆえ流通できない状況であり、また製造者が開発を躊躇する一因となっている。</p> <p>衛生面 液体ミルクは無菌充填されており衛生的である。一方、粉ミルクはその製法上無菌では無く、感染リスク軽減のため70℃以上のお湯で調乳する必要があり、また調乳器具からの塵混入リスクも液体ミルクより高い。そのためWHO/FAOが定める人工乳の調乳ガイドラインには新生児等よりスク下の乳児には粉ミルクより液体ミルクが推奨されている。</p> <p>災害時の活用 液体ミルクは無菌充填のため製造から1年ほど常温保存でき(例:米国製)、常温のまま乳児に与えられる。水の調達・沸騰作業無しに乳児がすぐ飲めるため、災害下での活用が期待される。先の東日本大震災では乳児も多く被災した。ストレスで母乳が止まる、ミルクをあげようにもお湯も哺乳瓶も無い等授乳に苦慮する母子の報道を受け、海外在住の邦人らにより液体ミルクの義援物資が被災地に届けられ、歓迎されている。</p> <p>育児支援 昨今母乳育児率が増加傾向にあるものの、生後4-5ヶ月時点で人工乳育児は18%、混合栄養は26%に上る(「H22乳幼児身体発育調査」)。4割超の家庭で粉ミルクを使用する中、調乳に必要な手順や時間が保護者に負担を強いている。例として保護者の体調不良時、早期復職に伴う保護者の恒常的な時間不足、外出時の大荷物、双子への頻回調乳等がある。液体ミルク普及により粉ミルクと併用でき、ミルク育児を行う家庭の負担軽減が期待される。</p> <p>提案 新3本の矢でも少子化対策や女性活躍が叫ばれる中、上述の衛生面・災害時の活用・育児支援により、誰もが安心して育児できるよう、行政がイニシアチブを取って法規を整備し液体ミルクの市場参入を促すよう提案する。日本社会の一員として母親としても液体ミルクの必要性を強く感じており、本件が流通実現への一助となるよう願う。</p> <p>当団体 代表が自身の苦勞から署名を募り、1か月で1万筆が集まる。粉乳企業に意見を届ける他、輸入や新規参入を想定した研究会を主催し賛同企業と研究を進めている。</p>	乳児用液体ミルクプロジェクト 賛同者 12043名	消費者庁 厚生労働省	<p>【厚生労働省】 日本の食品衛生法では、乳児を対象とした調製粉乳は乳等省令により規定されていますが、乳児を対象とした液体状の調整乳(以下「乳児用液体ミルク」という。)については個別に規定されていません。そのため、現時点においては、海外で流通する乳児用液体ミルクは、乳等省令中の乳飲料に分類されます。また、国内では製造等を禁止はしておりません。</p> <p>【消費者庁】 特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものであり、特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。現行制度において、乳児の特別な用途に適する旨を表示するための表示許可基準は、「乳児用調製粉乳」のみであることから、液体ミルクについては、乳児に適する旨を表示し、販売することはできません。</p>	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項から第6項(第29条第2項において準用する場合を含む。) 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号)	対応不可	<p>【厚生労働省】 乳児用の液体ミルクについては、平成21年4月、事業者より厚生労働省に乳等省令中に規格基準を設けるよう要請があり、同事業者等と連携して検討を進めていたところですが、平成21年4月及び平成21年8月、薬事・食品衛生審議会乳肉水産食品部会において審議を踏まえて、同事業者に対して開封後の微生物増殖や季節の変化に伴う食中毒の危険性の検証のための微生物のデータや保存試験等のデータの提供を依頼しております。厚生労働省では事業者等から必要な資料の提出を踏まえ、引き続き、安全な乳児用液体ミルクの規格基準策定の検討を進めてまいります。</p> <p>【消費者庁】 また、特別用途食品においても、上記規格基準の策定状況を踏まえつつ、検討を進めてまいります。</p>	
280331008	27年 12月14日	28年 1月27日	28年 3月31日	揚げ処理中の油脂劣化に関する規制の見直し	<p>【提案の具体的内容】 「弁当及びそうざいの衛生規範」における「揚げ処理中の油脂劣化」を示す指標として、「極性化合物」の値も取り入れるべき。</p> <p>【提案理由】 昭和54年に厚生省から出された「弁当及びそうざいの衛生規範」において、揚げ処理中の油脂劣化を示す指標として「酸価」が2.5を超えたものと明記されているが、酸価の計測は比較的時間がかかる。一方、「極性化合物」は、油脂劣化の状況を総合的に把握することができるため、世界的にも一般的な指標として使われるとともに、その値を簡易に測れる機器も普及している。酸価とともに1指標と位置づけられれば、現場での計測負担軽減につながる。より適切な揚げ油の衛生管理が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>国民の食生活に密着した食品であって、加熱等の処理をすることなくそのまま摂食される弁当及びそうざいについて、その製造等における衛生管理の確保及び向上を図ることを目的に、営業者による自主的な衛生管理の指針として「弁当及びそうざいの衛生規範」について、昭和54年6月29日付け環食第161号厚生省環境衛生局食品衛生課長通知(最終改正:平成7年10月12日衛食第188号・衛乳第211号・衛化第119号)を示しています。</p>	弁当及びそうざいの衛生規範(昭和54年6月29日付け環食第161号厚生省環境衛生局食品衛生課長通知(最終改正:平成7年10月12日衛食第188号・衛乳第211号・衛化第119号))	現行制度下で対応可能	<p>油脂劣化を示す指標である「酸化」は、現在も一般的な指標として使われています。「弁当及びそうざいの衛生規範」は、国民の食生活に密着した食品であって、加熱等の処理をすることなくそのまま摂食される弁当及びそうざいについて、その製造等における衛生管理の確保及び向上を図ることを目的として、衛生管理の一例を示した指針です。この規範では、油の劣化の指標として「酸化」を示していますが、この規範の内容の実施は、いままでもなく、営業者による自主的な取組に依拠したものであり、事業者の判断により、「酸化」以外の指標で確認することも可能です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「)に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280331010	27年12月22日	28年2月25日	28年3月31日	建築物に設置するクレーン等設置規則内のエレベーターの設置届提出期限の見直し	<p>【具体的内容】 積載量1以上の常設エレベーターを設置する場合、クレーン等安全規則第140条第1項ならびに同条第2項に沿ってエレベーターの設置届を労働基準監督署長に提出するが、そのいずれの場合も労働安全衛生法第88条が適用され、提出期限日が当該工事の開始の日の三十日前までと定められている。 同規則第140条第2項での設置届の提出期限日は、同規則第140条第1項での設置届とは別の運用として、労働安全衛生法に基づき製造許可への適合性の審査などに必要な日数分のみを工事開始日から前倒した日に許容していただきたい。</p> <p>【提案理由】 積載量1以上のエレベーターを設置しようとする場合、当該工事開始日の30日前までに、労働基準監督署長にエレベーターの設置届を提出することとなっている。 このうち設置する建物が建築物であるときは、クレーン等安全規則第140条第2項に従って、建築基準法に基づく(関連書類と確認済証を添付し労働基準監督署へ提出することとなっているが、この場合も同規則第140条第1項に沿った設置届と同様に、「工事の開始の日の三十日前まで」に提出することと定められている。 同規則第140条第2項に則った届け出では労働安全衛生法に基づく(設計書等の代わりに、事前に建築基準法への適合確認が済んだ設計関連書類ならびに確認済証の写しを添付することになっており、労働安全衛生法に基づく(審査の一部が効率化されている。 よってこの場合の提出期限日を、当該工事の開始の日から、労働安全衛生法に基づく(製造許可への適合性の審査などに必要な日数分のみ前倒した日としていただきたい。(例:当該工事の開始の日の前日まで) これにより、建築物および昇降機を通した全体工事期間の短縮、建築物の早期竣工、使用開始が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>積載荷重1以上のエレベーターを労働基準法別表第1の第1号から第5号までに掲げる事業の事業場に設置しようとする事業者は、エレベーターの据付工事の開始の日の30日前までに、所轄の労働基準監督署長に設置届に明細書、組立図、構造部分の強度計算書等を添えて提出することとされています。 また、建築基準法により建築確認を受けることとされている建物のエレベーターについて設置届を提出する場合は、明細書、組立図、構造部分の強度計算書等を添付することとされています。 ここで、建築基準法により建築確認を受けることとされている建物を建築しようとする場合には、当該工事に着手する前に、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないこととされています。</p>	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第1項 クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第140条第1項、第2項	対応不可	<p>建築基準法により建築確認を受けることとされている建物のエレベーターについて設置届を提出する場合は、明細書、組立図、構造部分の強度計算書等を添付することと代えて、建築基準法に基づく確認申請の書類(エレベーターに関する部分に限る。)及び確認済証の写しを添付することとされていますが、これは、届出者における書類の重複作成の手間を省くことを目的としているものであり、建築基準法に基づく確認申請手続きが行われたことをもって、労働安全衛生法に基づく設置届の審査が省略されるものではありません。 設置届では、労働安全衛生法に基づく製造許可への適合性の審査を行うなど、建築基準法が行っていない審査を行っており、事前にその内容をチェックして法令に違反する事実等があると認められたときは、労働者の安全確保の観点から計画段階で改善させる必要があるため、30日という期間を確保する必要があります。</p>	
280331016	28年3月6日	28年3月15日	28年3月31日	食品販売における施設基準の規制について	<p>現状東京都では乳製品(ヨーグルト)を販売するにあたり「乳類販売業における営業許可」が必要で、営業許可を取得するべく申請を行うにあたり確認しましたところ、施設基準が満たされていないとの事から、申請すらできない状況になっております。下記の状況による施設基準の規制緩和を提案いたします。</p> <p>包装食品のみを販売する営業施設の共通基準 1.営業施設の構造 「洗浄設備、従事者専用の流水受槽式手洗い設備と手指の消毒装置 において、同フロア10m以内に手洗い設備や消毒装置があるにもかかわらず「従事者専用」ではないため施設基準を満たしていない判断になりました。 同建物内の上階には従事者専用の手洗い場もあります。製造ではなく包装食品のみの取り扱いである事だ。健康に寄与できる新しい製品の販売を業種を超えて促進できる体制整備からもこのような「従事者専用」の文言にとらわれず取り扱いができるよう規制緩和を提案したいと思っております。</p>	(株)竹内調剤薬局	厚生労働省	<p>食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、公衆衛生上影響の著しい営業の施設について、都道府県が地方自治法上の自治事務として、公衆衛生上の見地から必要な基準を定めなければならないとされています。</p>	食品衛生法第51条	その他	<p>食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、公衆衛生上影響の著しい営業の施設について、都道府県が地方自治法上の自治事務として、公衆衛生上の見地から必要な基準を定めなければならないとされています。 御指摘の営業施設の基準は、東京都が条例で定めたとの事と承知しています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280520005	28年3月18日	28年4月13日	28年5月20日	厚生労働省告示が定める新医薬品の14日間の投薬期間制限の短縮	標記規制により、一部の例外を除き、新医薬品の投薬期間は、使用薬剤の薬価収載日属する月の翌月の初日から起算して1年間は14日分を限度とする旨が規定されています。当該規定は、使用実績の少ない新薬の投薬期間を制限して早期に副作用等を検知し、医薬品の安全性を担保するためとされています。 現在の日本における市販後の医薬品の安全対策は、市販直後調査制度や、2013年度から新たに導入された医薬品リスク管理計画等の薬事規制の仕組みにより、既に先進諸国の中でも充実したものとなっています。 このうち、市販直後調査は、効能拡大を含むほぼすべての新薬を対象として、販売開始後6か月の未知の重篤な副作用の検出を目的とした日本独自の制度で、2001年の施行開始から現在にいたるまで広く実施され、日本の医療環境で広く浸透しています。この間、市販直後調査期間中に収集された副作用により、緊急安全性情報・安全性速報が発出された事例が積みあがっているなど、同調査は、早期の安全性の問題の把握・安全性の担保のために有効に機能していると考えられます。我々は、この市販直後調査の結果を用いて処方制限解除の可否を判断することが妥当であると考えます。即ち、市販直後調査報告書がメーカー側から提出され、個別の医薬品毎に安全性が確認された時点で、根拠に基づき処方制限の解除を判断することを提案します。 新薬の14日処方制限のねらいは、新医薬品の投与期間を薬価収載後1年間にわたって14日に制限することで、安全性確保を更に強固なものにすることであると推測しますが、現状では、市販開始から1年間経過した時点で、明確な科学的根拠に基づかず、処方制限が一律に解除されています。これに対し、本提案では、6か月間の市販直後調査が完了し、新医薬品が患者にもたらしうるリスクがほぼ確認できた時点で、根拠に基づいて処方制限を解除することが可能となります。 なお、市販直後調査終了後にPMDAへの提出が求められている報告書は、1か月程度で準備可能であるため、最速では、現状1年間の処方制限期間が、7か月程度まで短縮されることとなります。上記に基づき、米國研究製薬工業協会は、厚生労働省告示に基づき、新医薬品の投与期間を薬価収載から1年にわたって14日に制限する規定を、PMDAへの市販直後調査の報告書提出をもって解除する形に緩和することを提案致します。	米國研究製薬工業協会 (PhRMA)	厚生労働省	健康保険法第70条、72条 保険医療機関及び保険医療費担当規則第20条、21条	対応不可	新医薬品の処方日数制限の在り方については、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ中央社会保険医療協議会において検討した結果、安全性確保の観点から継続するとの結論に至ったところであり、対応は困難です。	
280630001	27年11月19日	28年1月13日	28年6月30日	旅券の開示義務の緩和について	現状、到着受付の際に旅券のコピーおよび旅券コピーの保存を実施しておりますが、個人客の急激な増加に伴い、フロント業務に相当の負荷が生じておりますので、提案事項として、出入国管理時に厳しくチェック・管理されている事を前提として、ホテルにおいてはコピー等による「保存義務」を緩和(撤廃)して頂きたいと考えます。	札幌パークホテル	厚生労働省	旅館業法第6条 旅館業法施行規則第4条の2	対応不可	平成17年に旅館業法施行規則が改正され、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、宿泊者名簿にその者の国籍及び旅券番号を記載することとされました。これは、近年の諸外国におけるテロ事象の発生を受けて、我が国内においてもテロ発生に対する脅威が高まってきており、不特定多数の者が利用する旅館等においてはその利用者の安全確保のための体制整備がますます重要となってきたという背景から、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「テロの未然防止に関する行動計画」において、その実施が求められたものであります。 旅券の写し及びその保存は、宿泊者名簿に記載する氏名及び旅券番号の正確性を期すために必要と考えています。 なお、左記通知では、旅券の写しにより、「宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代替しても差し支えないもの」とされており、これにより事務を簡略化することが可能です。	
280630026	28年5月11日	28年6月8日	28年6月30日	人材不足が深刻な中小企業が新卒者を採用しやすいようになるよう、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること	【要望内容】 中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること 【理由】 中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人材不足に陥っている。加えて、新卒採用後3年間の離職率は中小企業で4割、小規模事業者で5割を超えるなど、人材のミスマッチも起こっている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリハリがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。そのため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」という、中小企業に限っては対象外とするべきである。	日本商工会議所	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成9年9月文部科学省・厚生労働省・経済産業省作成、平成27年12月一部改正)	検討を予定	適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得てインターンシップの在り方に関する議論の場を速やかに立ち上げ、下記的事项について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講じます。 a インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方 c 中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方 平成28年度中、可能な限り速やかに調査・検討を開始し、結論を得次第速やかに措置します。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280720008	28年4月8日	28年5月16日	28年7月20日	薬剤師・保健師が衛生管理者に選任される手続きについて	医師、歯科医師は、そのまま衛生管理者に選任できるが、薬剤師・保健師は衛生管理者免許を厚生労働省へ申請し、衛生管理者の免許を受けなければならない。実際には申請すれば、すべて発行しているのが現状である。 同じ厚生労働大臣免許証なので、医師と同様に薬剤師・保健師の免許だけで衛生管理者に選任できれば、薬剤師・保健師側も手間が省けるし、労働局も発行の手間が省ける。	個人	厚生労働省	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12条の規定に基づき、事業者は、政令で定める規模の事業者ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じ、衛生管理者を選任し、その者に労働者の健康障害防止措置等衛生にかかわる技術的事項を管理させることとなっています。 厚生労働省令で定める資格を有する者としては、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令32号)第10条において、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等が定められています。 また、都道府県労働局長の免許を受けた者のうち、第1種衛生管理者免許を受けることができる者としては、試験を合格した者以外に、衛生管理者規程(昭和47年労働省告示第94号)第2条の規定に基づき、保健師の免許を受けた者、薬剤師の免許を受けた者等が定められています。	労働安全衛生法 労働安全衛生規則	対応不可	衛生管理者は、事業場において、労働者の健康障害を防止するための衛生に関する措置を講じる役割を担い、このための判断・指示をする権限が付与されることとなります。 薬剤師・保健師については、医師等と異なり、一般に衛生管理者の業務を行うことが想定されているため、衛生管理者免許を付与することにより、事業場において当該事業場の衛生管理を行う者として認知されるよう図っているものです。 以上のことから、薬剤師・保健師に関しては、個別に衛生管理者免許の申請を行っていたことにしています。	
280720009	28年4月21日	28年5月16日	28年7月20日	厚生労働省告示が定める新医薬品の14日間の投票期間制限の撤廃	私は長男が慢性骨髄性白血病(以下、CML)に罹患したことから、1987年より日本に骨髄バンクを設立する運動を開始しました。「ドナーさえいれば、有効かもしれない治療が受けられるの」という切実な希望が奔流を作って、1991年に「日本骨髄バンク(骨髄移植推進財団)稼働」となりました。 私は、この過程で生まれたネットワークのもと、1990年より血液疾患々患者とその家族への適切な医療情報提供の活動を展開してきました。また1997年からは同対象の電話相談を運営してきました。電話相談は現在、対象を全がんへと広げ、累積相談件数21,000件を超えています。 上記の活動開始以来、医療全体が日進月歩であることも実感してきました。移植の成績は向上し、薬で多くの血液がんが長期に生きられる時代となりました。中でもCMLは2001年の分子標的薬登場によって薬で暮らしを維持できる疾患へと変化しました。電話相談の内容も「懸命に治療を求めて、からより良い闘病の在り方」に大きく変化しています。 一方で、CMLなど血液がんの診察を受けられる医療機関は限定されており、住まいや会社から遠い患者も多く、通院が1日がかかりとなります。また、血液検査をして長時間待つ、実際に先生と話せるのは数分です。それでも安定的に寛解が保たれている患者は月に1度で済むことから、何とか通院可能となっています。 しかし標記規制により、発売から間もない新薬に切り替えた際、1か月に一度の通院で暮らしを維持しているCML患者が、2週間に一度の通院を義務づけられることとなります。本来であれば、より効果的な新薬に切り替えることによって生活の質が向上するのに、通院の頻度が増加し、暮らしが逆戻りしてしまうこととなります。働き盛りの患者の中には自らの疾患について勤務先に伝えていない人もいる実情もあり、通院のために月2回休暇を取得するのは現実的でないという判断から、せわがくの新薬への切り替えを断念する事態が発生します。 このような状況を改善するため、患者の支援団体として、新薬にかかわる14日処方制限の撤廃を要望します。患者の安全確保を担保する重要性は十分認識しますが、あわせて患者の利便性・経済性をバランス良く担保し、病気と共に暮らしを維持するCML患者の新薬へのアクセスが阻害されることのないよう、本規制の見直しをお願いします。	特定非営利活動法人血液情報広場つばさ	厚生労働省	実地医療の場で初めて使用される段階の新医薬品については、処方医による一定の診察頻度を確保し、患者の観察を十分に行う必要があるという観点から、薬価基準収載の翌月の初日から1年間は、原則、1回14日分を限度として投与することとしています。なお、有効成分にかかわる効能・効果・用法・用量について、実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる医薬品や、疾病の特性等から1回の投票期間が14日を超えることに合理性があり、かつ、投与初期から14日を超える投票における安全性が確認されている医薬品については、個別に中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、例外的な取扱いとしています。	健康保険法第70条、72条 保険医療機関及び保険医療費担当規則第20条、21条	対応不可	新医薬品の処方日数制限の在り方については、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ中央社会保険医療協議会において検討した結果、安全性確保の観点から継続するとの結論に至ったところであり、対応は困難です。	
280720010	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日	[要望内容] 希少疾病向けの医療機器等開発の承認期間の短縮化 [理由] 希少疾患向けの医薬品や医療機器の開発は、承認までのコストや期間の予測がつかず、企業の研究開発が滞る原因となっている。そのため、国際先端テストにかけ、諸外国並みの医薬品・医療機器の開発ガイドラインを整備し、承認までの期間を短縮化することが求められる。 (注)新薬の開発プロセスには、基礎研究2・3年、非臨床試験(動物実験など)3・5年、臨床試験(治験)3・7年、承認申請と審査1・2年の計9・17年の年月が必要(出典:テキストブック製薬産業2012) (注)希少疾病とは、薬事法77の2および薬事法施行規則251条において「対象患者数が本邦において5万人未満であること」と定められている。希少疾病の例:甲状腺がん、成人T細胞白血病/リンパ腫、特発性拡張型心筋症	日本商工会議所	厚生労働省	医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ない希少疾病向けの医療機器等に対する開発支援措置として、平成5年に希少疾病用医療機器等指定制度を創設しました。 希少疾病用医療機器等に指定されたものは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が製品開発の相談・助言や承認審査を優先に行い(例えば、医療機器では、通常の審査目標期間である14ヶ月を優先審査では10ヶ月を目標としている。)、迅速な実用化を支援しています。 -その他の実用化支援措置として、希少疾病用医薬品への指定前の支援として製造販売承認取得を目指すベンチャー企業等に対する開発費用の補助を、希少性希少疾病用医療機器等への指定後の支援として企業に対する助成金の交付、税制措置等を行っています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(77条の2)	現行制度下で対応可能	希少疾病用医療機器等は一般に新規性が高く、開発過程の一般化・ガイドライン化にはなじみにくい場合が多いため、実用化を促進するという観点では、PMDAが個々の品目や開発の状況に応じて個別具体的に丁寧に相談に応じることが重要であると考えています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280720011	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日	再生医療等製品と同様に希少疾病向け医療機器等における「条件・期限付き承認制度」の創設	<p>〔要望内容〕 再生医療等製品と同様に希少疾病向け医療機器等における「条件・期限付き承認制度」の創設</p> <p>〔理由〕 医薬品や医療機器の開発は、承認までに相当な時間とコストを要するため、特に中小企業においては資金難に陥ることが多い。また、希少疾病の場合はそもそも患者数が少なく対象患者を集めることが難しいことから、開発を途中で断念せざるを得ないケースが多い。中小企業による医療機器や医薬品開発を促し、国際競争力を強化するため、医療機器等についても「条件・期限付き承認制度」を創設するべきである。</p> <p>(注)平成26年11月の薬事法改正で、再生医療等製品については、安全性が認められ有効性が推定されれば、一定の条件・期限を付して製造販売許可を与える「条件・期限付き承認制度」が創設された。</p>	日本商工会議所	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第14条、第23条の2の5、第23条の25、第23条の26)	対応不可	<p>・条件及び期限付き承認制度は、不均質な細胞を原料とするために、臨床データの収集・評価に長期間を要するという再生医療等製品の特性を考慮した再生医療等製品独自の制度です。一方で、医療機器等は工業的に均質に製造され、物としての性能、作用、臨床データ等から有効性の確認ができるため、有効性がリスクを上回ることを確認した上で承認を行うこととしています。有効性が確認されていない段階での条件・期限付き承認を医療機器等で認めることで、臨床データから有効性がリスクを上回るか確認できるにもかかわらず、その確認をしないことで健康被害が発生する恐れがあり、不適当です。</p> <p>・なお、革新的な医療機器等の開発の迅速化は重要と考えており、PMDAの相談事業の活用や先駆者審査指定制度の利用などにより対応することとしています。</p>	
280720014	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日	民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること	<p>〔要望内容〕 民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度の整備</p> <p>〔理由〕 民泊サービスは、宿泊サービスに多様な選択肢を与え、新たな宿泊需要を喚起し得るものであるが、現状、インターネットを通じて民泊サービスを提供する仲介事業者に対する責任が必ずしも明確になっておらず、衛生、治安、周辺住民とのトラブルといったさまざまな課題も存在している。そのため、部屋の貸し手が旅館業法や国家戦略特別区域法に基づき適正にサービスを提供しているかどうかの確認を求めるなど、仲介事業者に対する一定の規制が必要である。また、その際、海外事業者に対する規制の実効性を担保することや、海外事業者が適用外となっている旅行業法との関係を整理する必要がある。</p>	日本商工会議所	厚生労働省 国土交通省	旅行業法第二条	検討に着手	<p>仲介事業者に対する規制は規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)に以下のように示されています。</p> <p><枠組み> 登録制とし、以下の事項を義務化する。 ・消費者の取引の安全を図る観点による取引条件の説明 ・当該物件提供が民泊であることをホームページ上に表示 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 ・届出がない民泊、年間提供日数上限など一定の要件を超えた民泊を取り扱うことは禁止、法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするともに、不正行為への罰則を設ける。</p> <p>また、民泊に係るルールについては、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において議論されており、外国法人に対する取締りの実効性確保のため、法令違反行為を行った者の名称や違反行為の内容等を公表できるようにすることも検討すべきであるとされています。</p> <p>いずれにせよ、これらを踏まえ、平成28年度中に法案を提出予定です。</p>	
280720016	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日	薬局の店舗まで行って購入することが困難な高齢者等の買い物弱者のために、薬局による一般用医薬品の移動販売を認めること	<p>〔要望内容〕 薬局による一般用医薬品の移動販売を認めること</p> <p>〔理由〕 薬局の店舗まで行って購入することが困難であったり、視力が弱くカタログ注文ができなかったり、インターネットが使えなかったりする高齢者等の買い物弱者に医薬品を提供するため、薬局による車両(ワゴン車や宅配バイクなど)を使った一般用医薬品の移動販売を認める必要がある。</p> <p>(注)薬事法では、インターネット等の通信販売や、店舗で購入した商品の配達は認められている。また、富山の置き薬など訪問販売は配置業のみ認められている(身分証持付、後払いなどの制約あり)。</p>	日本商工会議所	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第37条)	対応不可	<p>平成26年6月12日の改正薬事法の施行により、自宅から、電話で一般用医薬品を注文し、店舗にいる薬剤師等が確認や情報提供等を行い販売行為を完了させた後、購入者宅に郵送等で一般用医薬品を届けることが可能となっています。こうした取組を利用いただくことにより、高齢者等の買い物弱者に一般用医薬品を提供することが可能です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「)に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280720019	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日	外国人技能実習制度について、介護分野や観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)を対象職種に追加すること	<p>[要望内容] 外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加</p> <p>[理由] 高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ38万人不足すると推計されている。平成28年2月5日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」で、「介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づき(要請に対応できるような具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。)」と記載されているが、これを早急に行うことが求められる。また、わが国の観光分野における人材確保に資するとともに、開発途上国等の人材に日本の優れたホスピタリティを身に付けてもらうことで、日本の「おもてなし」文化を世界に広めることにも繋がることから、外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加える必要がある。</p>	日本商工会議所	法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	<p>・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。</p> <p>・技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、同一の作業の反復のみでないこと、送出し国の実習ニーズに合致すること、に追加。</p> <p>・技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること といった要件を満たす必要があります。</p> <p>・このうち、については、具体的には、業界団体を中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。</p> <p>・なお、技能実習の適正な実施等を図る観点から、制度の抜本的な見直しを行い、第189回国会に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出し、継続審議となっているところです。</p>	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第7条第20条の2、施行規則第3条、別表第1-第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営基本方針「各論」2対象技能等(2)、別表	<p>・検討に着手(介護の職種追加について)</p> <p>・その他(ホテルスタッフ業務の職種追加について)</p>	<p>・外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加するご提案については、平成28年2月5日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」(2016年版)にあるとおり、介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるような具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととします。</p> <p>・ホテルスタッフ業務を技能実習制度の職種に追加することについては、移転すべき技能としてふさわしい職種であるかどうかを検討する必要がありますので、この点を整理いただいた上で、御相談ください。</p>	
280720020	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日	「介護離職ゼロ」を目指すため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること	<p>[要望内容] 株式会社等の特別養護老人ホームへの参入</p> <p>[理由] 老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みにあり、その対応は喫緊の課題となっている。民間の経営ノウハウを活用することで、施設不足による“人待ち”の解消だけでなく、介護職員の待遇改善にも繋がることから、現在は設置主体が社会福祉法人が地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、株式会社等多様な経営主体が参入できるよう緩和する必要がある。</p> <p>(注)特別養護老人ホームの入所申込者は、約52.4万人(平成26年3月25日厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況。より)、前回調査(平成21年)より約10万人増加。</p>	日本商工会議所	厚生労働省	<p>特別養護老人ホームの設置主体は老人福祉法で定められており、都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社、厚生連に限定されています。</p>	老人福祉法第15条第1項、第31項、第41項、第36条、別表第6条の2	対応不可	<p>・特別養護老人ホームについては、長期間にわたる重度かつ低所得の高齢者が多く入所していること、 ② 約7割の施設で社会福祉法人等による利用者負担軽減を行う等の独自の低所得者の負担軽減措置を実施していること、 ③ 措置入所の受け皿でもあること、 等から、その設置に当たっては、高い公益性と安定性の担保が必要不可欠です。</p> <p>・社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とした非営利法人であり、剰余金の配当は禁止され、 ② 出資者の持分がなく、解散時の残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者(最終的には国庫)に帰属するものであり、事業の継続性に資する仕組みとなっています。</p> <p>・一方、株式会社については、 ① 剰余金の配当が認められ、 ② 株主の持分があり、解散時の残余財産は株主に分配されるものであり、事業の継続性を担保できる仕組みとなっています。</p> <p>・また、株式会社については、社会福祉法人と同様、 出資者の持分の禁止や剰余金の配当禁止を課すこと ② 事業の継続性を図るため、撤退時に他の事業者へ資産の無償譲渡を行わせることは株主会社の営利法人としての性格に矛盾し、困難と考えられますことから、株式会社による特別養護老人ホームの設置を認めることは適切ではないと考えております。</p> <p>・なお、地方公共団体が設置する特別養護老人ホームについては、施設の設置者である地方公共団体自身が、その適正な管理に最終的な責任を有する指定管理者制度のもとで、株式会社を含めた民間事業者に対して管理を行わせることができます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280810001	27年 10月28日	27年 11月18日	28年 8月10日	訪問理容に 関する件	<p>先日、理美容師の資格があれば誰でも訪問理美容が行える、あるいは訪問理美容を専門とする事業が行えるような規制改革が検討されている、ということを目にした。このことは利用者にとって利便性が高まるようにも思えるが、実店舗を持たずに訪問理美容のみを行うということは利用者の衛生を守るのか、という観点では疑問に思う。実店舗を持ち、保健所の検査を受け、また抜き打ちの保健所の検査を受けている者は常に衛生に関する意識を高く持つものであるが、実店舗を持たず、保健所の検査を受けずに、資格があるからというだけでは衛生管理が正しく行われるかどうか疑問である。消毒設備が整っており、随時保健所の検査を受ける実店舗があり、そこで作業を行っているからこそ常に衛生に関する高い意識を保てるのだと考える。これが実店舗を持たず、訪問専門となると実際の作業を行う訪問先では保健所の抜き打ち検査は不可能と思える。当然のことであるが、理美容業というのは直接人の肌に触れる作業なので、器具や技術者の手指の消毒は必須である。訪問先では消毒設備や手指の洗浄を行う設備も不十分であることも考えられる。このような場所において複数の利用者に対して施術を行うと、特に免疫力が低下している高齢者などには伝染性のある皮膚疾患などを蔓延させることにもなりかねない。以上ことから、実店舗を持たず、訪問専門の事業として理美容師を雇用するような形態の事業は公衆衛生の観点から非常に危険なものと考えられる。訪問理美容を行う事業者であっても、まずは雇用する理美容師数に見合った規模の実店舗を運営する。訪問理美容を行う理美容師であっても、常時そこに従事させることで常に公衆衛生に関する意識を高く保ち続けるような環境を整えるべきである。そこから訪問理美容時の消毒体制について最善なものを準備する。それに伴って訪問理美容を行う事が公衆衛生を守る事になると考える。訪問理美容はあくまでも実店舗での営業があってのものであるべきであろう。</p>	個人	厚生労働省	<p>理美容師法第6条の2の規定により、理容師は、理容所以外において、その業をしてはならないとされ、同条ただし書きにより、政令で定める特別な事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができることとされています。</p> <p>同様に、美容師法第7条の規定により、美容師は、美容所以外において、その業をしてはならないとされ、同条ただし書きにより、政令で定める特別な事情がある場合には、美容所以外の場所においてその業を行うことができることとされています。</p> <p>理美容師法第6条の2及び美容師法第7条に定める「特別な事情がある場合」については、それぞれ、理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条に規定されています。</p>	理美容師法第6条の2 理容師法施行令第4条 美容師法第7条 美容師法施行令第4条	現行制度 下で対応 可能	<p>理容及び美容の施術については、理容師法第6条の2及び美容師法第7条に基づき、それぞれ理容所又は美容所で行わなければならないこととされ、出張理美容業務については、理容師法第6条の2及び美容師法第7条のただし書きに定める「特別な事情がある場合」に限り認められています。</p> <p>出張理容・出張美容を行う場合は、理容師又は美容師の資格を有する者しか施術を行うことができないものであり、その実施に当たっては、理容所又は美容所と同様の衛生措置を講ずる必要があります。</p> <p>厚生労働省では「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領(「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について(平成19年10月4日健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添)」)を定め、各都道府県等に対する衛生管理の指針を示しています。</p> <p>上記通知においては、各都道府県等がそれぞれ実情を考慮し、出張理容・出張美容の主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外の出張理容・出張美容を行う者が、上記要領に基づく衛生措置を確保するよう、ホームページその他の媒体を通じて出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、営業者の名称、営業区域、従業員等について把握ができる条例又は要綱等を制定することを各都道府県等に対して要請しています。</p> <p>なお、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき(対応としては、出張理容・出張美容に関する通知の運用に関して誤解が生じているためと考えられることから、これまでの通知に基づく運用が適切に行われるよう改めて周知徹底を図ることとしたものです。</p>
280810002	27年 10月28日	27年 11月18日	28年 8月10日	訪問理美容 の規制改革 に関して、衛 生的に国民を 守ることができ なくなることに 懸念される	<p>我々理容業・美容業を営む者は、生衛法という法律に基づき、国民を伝染性疾患や感染症などを起こさないよう、しっかりと消毒を行ってまいりました。保健所の指導に基づいて許可を得た店舗に置いては、お客様一人一人に対して施術を行った際、所定の消毒方法に基づいて行ってまいりました。我々が訪問(出張)理容を行う際は、こうした処理をしっかりとした施術用具や器具を持参してまいりますので安全だと考えます。実際に訪問理容に携わると、寝たきりであれば頭も洗えず、皮膚疾患を起こしている方もいらっしゃいます。そうした方に対しても、しっかりと消毒をした器具での施術を行い、また、施術後はしっかりと消毒を行うことで、そうした疾患の感染を未然に防いでいるのが当たり前になっています。</p> <p>規制緩和によって理美容師であれば誰でも出来る状態にしてしまうと、こうした秩序は崩れてしまう可能性が非常に高いと思われまます。</p> <p>また、理美容の店舗は保健所から消毒設備や消毒方法、管理態勢などの査察を受け、出来ていない店舗は指導を受けることになっています。さらに理容組合に所属する店舗経営者に対しては、衛生講習を行い、常に意識が高くなるような指導を行って頂いているのが現状です。</p> <p>そうしたなか、カットオンリー店にお勧めされている方の中には、カットしかなないので消毒など必要ないと考えている方もおり、危険を感じるどころです。今回の訪問理容に対する規制改革において、店舗持たない、また、従事していない状態でも、理容師であれば誰でも訪問理容が出来るとなると、保健所の査察や指導など把握しきれない状態が生まれ、衛生面で国民を守るためにあるものが、根本から崩れることとなります。こうした秩序が崩れてしまうと、元に戻すにはかなりの労力が必要となります。これまでの歴史を振り返りこの法律の大切さを知って頂きたいところです。どうか、国民の皆様に不安を与えないことにならないよう配慮をお願い致します。</p>	(有) ファッション ンパー 小泉	厚生労働省	<p>理容師法第6条の2の規定により、理容師は、理容所以外において、その業をしてはならないとされ、同条ただし書きにより、政令で定める特別な事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができることとされています。</p> <p>同様に、美容師法第7条の規定により、美容師は、美容所以外において、その業をしてはならないとされ、同条ただし書きにより、政令で定める特別な事情がある場合には、美容所以外の場所においてその業を行うことができることとされています。</p> <p>理美容師法第6条の2及び美容師法第7条に定める「特別な事情がある場合」については、それぞれ、理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条に規定されています。</p>	理容師法第6条の2 理容師法施行令第4条 美容師法第7条 美容師法施行令第4条	現行制度 下で対応 可能	<p>理容及び美容の施術については、理容師法第6条の2及び美容師法第7条に基づき、それぞれ理容所又は美容所で行わなければならないこととされ、出張理美容業務については、理容師法第6条の2及び美容師法第7条のただし書きに定める「特別な事情がある場合」に限り認められています。</p> <p>出張理容・出張美容を行う場合は、理容師又は美容師の資格を有する者しか施術を行うことができないものであり、その実施に当たっては、理容所又は美容所と同様の衛生措置を講ずる必要があります。</p> <p>厚生労働省では「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領(「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について(平成19年10月4日健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添)」)を定め、各都道府県等に対する衛生管理の指針を示しています。</p> <p>上記通知においては、各都道府県等がそれぞれ実情を考慮し、出張理容・出張美容の主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外の出張理容・出張美容を行う者が、上記要領に基づく衛生措置を確保するよう、ホームページその他の媒体を通じて出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、営業者の名称、営業区域、従業員等について把握ができる条例又は要綱等を制定することを各都道府県等に対して要請しています。</p> <p>なお、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき(対応としては、出張理容・出張美容に関する通知の運用に関して誤解が生じているためと考えられることから、これまでの通知に基づく運用が適切に行われるよう改めて周知徹底を図ることとしたものです。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280810003	27年10月30日	27年12月9日	28年8月10日	シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案	シェアリングエコノミー(特にホームシェア、ライドシェア)の推進のため、必要な法的措置が行われることが必要。 詳細については、当連盟の提言「シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案」(2015年10月30日公表)(下記リンク先)をご参照いただきたい。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=457	(一社)新経済連盟	内閣官房 厚生労働省 国土交通省	<p>【ホームシェアについて】 反復継続して有償で宿泊サービスを提供する場合は、旅館業法に基づく許可が必要です。</p> <p>【ライドシェアについて】 自動車による旅客の運送については、安全確保、利用者保護等を図る観点から、道路運送法上の事業許可等を得ることが求められています。具体的には、事業用自動車の使用、第二種免許の取得、日々の運行管理・車両整備管理、保険加入等が義務付けられています。</p>	<p>【ホームシェアについて】 旅館業法第3条第1項</p> <p>【ライドシェアについて】 道路運送法4条1項、23条、25条、27条、78条、96条、97条 等</p>	<p>【ホームシェアについて】 検討に着手</p> <p>【ライドシェアについて】 対応不可</p>	<p>【ホームシェアについて】 民泊サービスに係るルールについては、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」の最終報告書(平成28年6月取りまとめ)において、適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、早急に法整備に取り組みべきであるとされました。これを踏まえ、本年度中に法案を提出予定です。</p> <p>【ライドシェアについて】 本提案は、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態で旅客運送事業を行おうとするものであり、安全確保、利用者保護等の観点から問題があると考えられます。 道路運送法における旅客運送事業者の義務(事業用自動車の使用、第二種免許の取得、日々の運行管理・車両整備管理、保険加入等)は、事故の未然防止、万が一の際の的確な対応等を図るためのものです。旅客運送事業者は、これらの責任を果たすことにより安全確保、利用者保護等についての国民等の信頼感を確保しているものと考えられます。 自家用車を用いたライドシェアについては、提案にあるような運転手のアプリ上の評価やバックグラウンドチェック、保険加入等の措置により、現在の旅客運送事業と同等レベルの信頼感を社会に提供することができるのか、極めて慎重な検討が必要と考えております。 また、約34万人のタクシー運転手の正規雇用への影響、反社会的勢力の進出等が懸念されます。さらに、特に都市部において、タクシーは供給過剰状態にあります。 なお、自家用車を用いた旅客運送については、欧米・アジア等の多くの国において、業務停止命令や訴訟が起きており、輸送の安全等について大きな議論となっています。 以上により、道路運送法上の事業許可等を得ないで行われる、自家用車を用いた旅客運送を認めることは、安全確保、利用者保護等の観点から適切ではないと考えております。</p> <p>【シェアリングエコノミーの推進について】 日本再興戦略2016等に基づき、シェアリングエコノミーの健全な発展に向け検討会議を立ち上げ、関係者の意見も踏まえつつ、本年秋を目途に必要な措置をとりまとめる予定です。その際、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、サービス等の提供者と利用者の相互評価の仕組みや民間団体等による自主的なルール整備による対応等を検討してまいります。</p>
280810004	27年10月31日	27年11月18日	28年8月10日	覆たきりの方等への出張理容、美容の改革考案について	1 責任について 免許保持者であれば、店に所属していなくても施術が可能になると、安心して受けられない。店所属の免許者なら、責任が明確なので安心してお願いできる。 2 消費、衛生 についても店所属というほうが安心できます。 3 技術 店所属の免許者であれば、技術的不安もなくお願いできる。免許後の経年が長いだけで実務が伴っていないと、何年もブランクがある技術者でも免許さえあれば、店所属でなくても出張技術ができるなど、安心してお願いができない。	個人	厚生労働省	<p>理容師法第6条の2の規定により、理容師は、理容所以外において、その業をしてはならないとされ、同条ただし書きにより、政令で定める特別な事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができることとされています。</p> <p>同様に、美容師法第7条の規定により、美容師は、美容所以外において、その業をしてはならないとされ、同条ただし書きにより、政令で定める特別な事情がある場合には、美容所以外の場所においてその業を行うことができることとされています。</p> <p>理容師法第6条の2及び美容師法第7条に定める「特別な事情がある場合」としては、それぞれ、理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条に規定されています。</p>	<p>理容師法第6条の2及び美容師法第7条に基づき、それぞれ理容所又は美容所で行わなければならないこととされ、出張理容業務については、理容師法第6条の2及び美容師法第7条のただし書きに定める「特別な事情がある場合」に限り認められています。</p> <p>出張理容・出張美容を行う場合は、理容師又は美容師の資格を有する者しか施術を行うことができないものであり、その実施に当たっては、理容所又は美容所と同様の衛生措置を講ずる必要があります。</p> <p>厚生労働省では「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」(「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」について(平成19年10月4日健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添))を定め、各都道府県等に対する衛生管理の指針を示しています。</p> <p>上記通知においては、各都道府県等がそれぞれ実情を考慮し、出張理容・出張美容の主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外の出張理容・出張美容を行う者が、上記要領に基づく衛生措置を確保するよう、ホームページその他の媒体を通じて出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、営業者の名称、営業区域、従業員等について把握ができる条例又は要綱等を制定することなどを各都道府県等に対して要請しています。</p> <p>なお、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づく対応としては、出張理容・出張美容に関する通知の運用に関して誤解が生じているためと考えられることから、これまでの通知に基づく運用が適切に行われるよう改めて周知徹底を図ることとしたものです。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810005	27年 10月31日	27年 11月18日	28年 8月10日	規制改革会 議第3次答申 を拜見して	出張調整の件で危惧するところがあり投稿させていただきました。 現に出張調整を行っている実働50年の理容師です。その理容師の立場として今回の規制緩和の一つに「理容の免許を取得できればすべての方がOK」と書かれています。消費者に対しての理容師は理容師法にも書かれていますが、結核、トラホーム、皮膚病が発症した場合「業務停止、てんかんを発症した場合」免許取消、となっております。 今回の規制緩和で行われている企業による出張調整は人材派遣業とみなされ、理容師法、管理理容師法が宙に浮いてこれらの法律を監視し、消費者の健康を守る保健所の管轄外とお聞きしました。 衛生的なことのわからない消費者への危険が増すこととなります。 私は「介護ヘルプデスク」という講習を受けました。実際に講習では病院で使われているベッドや、車椅子を使って患者さんを想定しての実技が行われました。もちろん理容師、美容師免許、管理理容師、管理美容師免許は取得しております。 今回の規制改革において我々プロ集団からみて、消費者に危険を与えかねない出張美容は、免許を持っていればOK、は是非、皆さんが安心して生活できることを考えて、見直しをしていただきたい。 出張美容に関して、しっかり登録制を布かれていいる現もあるとお聞きしております。 もちろん、規制改革に伴いいろいろと法律改正も行われることと思いますが、高速バスの事故ではないですが、消費者の犠牲が出てから規制を強くなるのでなく、危険がわかっていることはしっかりと規制して消費者のニーズにこたえるのがベストと思います。 大変な作業と思いますが、宜しくお願いいたします。	個人	厚生労働省	理容師法第6条の2及び美容師法第7条に基づき、それぞれ理容所又は美容所で行わなければならないこととされ、出張美容業務については、理容師法第6条の2及び美容師法第7条のたし書きに定める「特別な事情がある場合」に限り認められています。 出張美容を行う場合は、理容師又は美容師の資格を有する者しか施術を行うことができないものであり、その実施に当たっては、理容所又は美容所と同様の衛生措置を講ずる必要があります。 厚生労働省では「出張美容・出張美容に関する衛生管理要領(「出張美容・出張美容に関する衛生管理要領について(平成19年10月4日健康第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添)」)を定め、各都道府県等に対する衛生管理の指針を示しています。 上記通知においては、各都道府県等がそれぞれ実情を考慮し、出張美容・出張美容の主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外の出張美容・出張美容を行う者が、上記要領に基づく衛生措置を確保しよう、ホームページその他の媒体を通じて出張美容・出張美容において「衛すべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、営業者の名称、営業区域、従業員等について把握ができる条例又は要綱等を制定することなどを各都道府県等に対して要請しています。 なお、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づく「対応としては、出張美容・出張美容に関する通知の運用に関して誤解が生じているためと考えられることから、これまでの通知に基づく運用が適切に行われるよう改めて周知徹底を図ることとしたものです。	理容師法第6条の2 理容師法施行令第4条 美容師法第7条 美容師法施行令第4条	現行制度下で対応可能		
280810007	27年 11月25日	28年 3月14日	28年 8月10日	Airbnbホストとして	訪日外国人の数が増えている中、新しい宿の形が出現してきて、2年前からAirbnbのホストとして自宅の一室を海外観光客一人に限定して貸し出してあります。正直こんな楽しい仕事はないというくらいエンジョイしており、私はもとより家族もその国々の方達と生の交流があるので、その国の理解が深まったり、帰国されたあと仲良くなったりして そこに政府に提案です。 1 住宅地の自宅でもこのホストをやれるようにしてほしい なぜなら海外の方も日本人の普通の暮らしに慣れてほしいのです。 そして、街の商店街にもお金を落とすので、経済効果により地元の人々が潤うので、よりよいかとおもいます。 もちろん御近隣の配慮も必要かとおもいます。それに関してホストの人が騒音だったりごみ出しなどを責任をもつという制度を設ける必要があるかとおもいます。 2 宿泊日数を7日から3日にしてほしい 通常東京に滞在は平均して3日のような気がします。 7日だとほとんど改革の意味がないくらいです。是非実情にあった対応を望みます。 3 民泊登録カードを発行してほしい この民泊をする人に民泊証明書を発行してほしい。もちろん税金がきちんと支払われているかどうかの内容まで盛り込むべきだとおもいます。 以上3つを形にしていればとおもいます。 そして真の良き民泊という新しい仕事のチャンスまたは経済効果を生み出し、素敵な日本を世界に発信していくのではないですか！	個人	厚生労働省 国土交通省	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280810008	27年11月25日	28年2月23日	28年8月10日	旅館業法について	インバウンド制作にむけて旅館業法は今の時代に合っていないし民泊についてはもっと受け入れられるようにすべきである。具体的には7日以上ホームステイに限るのではなく、宿泊として1日からでも認めるべき。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。	
280810009	27年11月25日	28年2月23日	28年8月10日	いわゆる「民泊」の規制緩和について	対価を得て他人を宿泊させる行為については、その継続性・規模などに関係なく、すべて旅館業法による旅館営業許可を得なければならないことを提案します。(現行通りで規制緩和をしない) その代わり、旅館業法における、簡易宿所営業・下宿営業を現状のいわゆる「民泊」の実態に合わせて改正し、ウォークリーマンション、民家、アパートなどの形式を問わず、旅館業法で一括に管理することを提案します。 そうすることで、宿泊客の安全衛生面などの不安がある程度払拭され、日本の宿泊施設は安心で安全というイメージを世界に発信することにより、いわゆるインバウンドのさらなる発展に寄与するものと考えます。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	宿泊者が繰り返し入れ替わることによる公衆衛生上のリスク等に対応するため、施設の規模にかかわらず旅館業を営んでいると判断される場合は旅館業法に基づく許可を求めています。 なお、民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。	
280810010	27年11月25日	28年2月23日	28年8月10日	旅館業法の緩和と民間宿泊業(民泊)の促進	私は神奈川県内において自宅として使用している戸建においてAirbnbに加盟し、国内も含めた全世界のAirbnb会員様で、自宅に宿泊を希望される会員の方をお泊めしております このAirbnbと言う特定の組織に加盟する会員に対してだけの宿泊サービスを提供している仕組みが旅館業法に抵触するのではないかとこの議論を最近見かけるようになり、Airbnb会員の私としては非常に心外な思いです このサービスではAirbnb会員にのみしか宿泊を提供できませんので、旅館業法にある不特定多数を宿泊させる営業に当たらないのは明白であります。 もし、Airbnbが不特定多数に準ずる団体であると定義して旅館業法に触れると解釈されるようであれば、Airbnbのような団体は、登録制にして、これら登録を受けた団体の会員同士で宿泊を提供する場合は旅館業法の対象外とする旨の法改正を行うことが妥当と考えます。 また、既にAirbnb会員で宿泊施設を運用している者にとっては、以前に問題(近隣トラブルや刑事事件)を起こしていなければ、簡易宿泊業に相当する「簡易宿泊共許可」を発給するなどして、せっかく日本に起こった民泊業の芽を摘まないような処置をお願いしたいと考えております。 我が国は、昨今にありまして海外入国者が増え国内での外国人消費が大きな伸びを見せておりますが、それを賄うだけの宿泊施設は圧倒的に不足しており、Airbnbを始めとする民泊業による助力が必要とされております。 よって、これらの法的不備を整理すべき旅館業法の規制緩和を前向きに検討お願い致します	個人	厚生労働省 国土交通省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「)に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280810011	27年 11月25日	28年 2月23日	28年 8月10日	旧態依然の旅館業法に 関して大幅な 見直しと規制 緩和を求めま す	旅館業法 特に簡易宿所に関して、法律の規制、許可取得の条件、簡易宿所営業許可を取るために必要な消防法等が、全く現実的ではないと考えます。 具体的には ・部屋の面積などは重要ではないと考えます。狭くても良いから安く泊まりたいというニーズを妨げる根拠がわかりません ・トイレやシャワーなどの数や有無に関しては、適切な数を設置するということが現在の状況ですが、実際は保健所職員のかなり偏った主観によって許可が取れないという現象があります。簡易宿所において5ベッドに一つのトイレが必要と保健所では言われますが、厳しすぎると考えます。20ベッドで一つ(くらいで良いか)と思います。更にはシャワーや風呂はなくても価格が安い宿あっても良いと思います。 ・その他にもフロントがなくはいけい、ベッド1つにつき1つの鍵付きロッカーが必要、リネンを保管するスペースや棚が必要等々、登記簿上の使用目的が宿でなくはいけい等々、いつの時代の習慣なのか、わからないようなルールは即時撤廃するべきです。 ・消防法において、カーテンは防災のものとなりますが、ベッドは木製、布団など寝具は防災でないも拘わらず、カーテンのみを防災にする必要はないと考えます。 ・消防法において簡易宿所ほどの小規模の施設に対して過剰の消防設備を求めすぎかと考えます。実際に簡易宿所を開業するに当たって消防設備だけで50万円超す設備は必要でしょうか？ 消火器と運動型でなくとも良い火災報知器が各部屋に設置されている程度で良いと思います。 希望としては宿所のクオリティを法律で縛るのではなく、市場のニーズで決めるので十分です。高価格の宿は高いクオリティが必要ですし、安い価格を求める旅行者がいてその分設備などのクオリティは低くとも良いという市場原理で良いと考えます。 民泊が現実的に認められている現状を考え、営業許可を取得して営業しようとしている人が損をすることのないよう、民泊の基準を高めるのではなく、旅館業法の簡易宿所営業の許可取得基準を大幅に緩和することを期待しています。たくさん外国人が日本に観光に来ようとしている今、古く(現実とマッチしていない)旅館業法のせいでこのチャンスをつぶすことのないようにして頂きたいです。	個人	総務省 厚生労働省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第8条の3、第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところです。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより慣れない火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用を行っていただく必要があると考えています。
280810012	27年 11月25日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊の規制 緩和と推進が 日本経済を活 性化させる一 つ!	<民泊の前提> 民泊の基本は個人宅での空いている部屋を旅行者に貸すと言うことが基本です。 <民泊の規制と改革の部分> 1.民泊を現行の旅館法で規定すべきでなく、民泊規定法を制定すべきです。 2.民泊を7日以上と規定するのは、一部の既得権益を有利にする事で、自由経済の活性化と主旨に反している。 3.民泊の規定は個人居住物件と個人所有の物件で個人所有の民泊施設は3物件までとする。 4.民泊の規定は一室に最大5人までとして人数制限をする。 5.民泊が木造一軒家の部屋や鉄筋コンクリート以外に泊らせる場合は、消火器などの安全設備の設置を義務付ける。 6.アパート、マンションなどが鉄筋コンクリートでの場合は、現在義務付けられた設備に準じ、それ以上の条件は附加しない。 7.民泊を運営する個人もしくは斡旋事業者のどちらかは、民泊者と民泊提供者の保護の為に保険加入の義務が生じる。 8.上記の条件以外は現行法の旅館法に該当するようにする。 (民泊推進の意義) 1.個人宅の空室の有効利用で家族世帯の余剰収入が増える 2.旅行者が特定の一時期の増大する宿泊者に対してが宿泊施設が提供出来る。 3.最大数の旅行者を見込んで新しくホテルや旅館を膨大な資本投下をして建て無くて良い。 4.最大数の宿泊客を対象に客室を作れば、ホテル、旅館の乱立となり開放期などで、宿泊客を奪い合うことも無く、ホテルや旅館の空室部分を民泊に転嫁させ、切り捨てた考えで経営することが出来、ホテルや旅館の稼働率が下がらない。 5.旅行者の宿泊での宿泊料金を下げる。旅行者が増えれば、スーパーマーケットやベンションのように、安価な低宿泊施設を考える新規事業者が旅館法内で参入して来る。其れこそ自由経済社会で活性化する。 以上	個人	総務省 厚生労働省 国土交通省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところです。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより慣れない火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280810013	27年 11月25日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊規制緩和について	民泊の規制緩和について、私は民泊を夫婦二人ではじめました。外国人の方をもてなすことに、とてもやりがいを感じています。しかし、法律を犯してまでやるものではないと思っています。なので、昨今のニュースに強い関心を持っています。私の意見を述べます。 今後、東京オリンピックだけでなく、政府の勧める外国人観光客を増やすというところで民泊の規制緩和は必要不可欠であります。 少子高齢化社会をむかえるにあたり、内需拡大のためにも、外国人観光客を取り入れることは言うまでもなく、時代の流れです。この流れに乗る為にも政府は規制緩和を勧めるべきです。 規制緩和にあたり私が考える問題点は3点 1. 近隣住民との調和 2. 既存旅館やホテルとの共存 3. 治安 1) について外国人(ゲスト)を迎える側のホストが最大限に配慮すれば解決します。もしくは、ホスト側が近隣住民の理解を得られないのであれば、そこでの民泊は禁止する。 2) 民泊はあくまでホテルではなく、ホームステイの延長です。ホテルのように経営する民泊業者であれば、既存の旅館法を当てはめるべきです。従って、何日以上滞在とか何坪以上といったホテルのように当てはめるのはナンセンスです。あくまで空いたスペースの活用です。 民泊とホテルまがいの分野を分けて考えることが大切です。ホテルや旅館と強要することはありません。1部屋1組程度が民泊です。団体組ならこれも旅館法に当てべきです。 3) 治安については、民泊については7日以上ではな(7日以下など短くする べきです。 だいたい、海外からの滞在日数は3-4日です。従ってこれ7日以上とかなら既存の旅館法を当てはめて然るべきです。またair b&bはバスポート認証というシステムがあります。現状は任意ですが、予約するゲストが予め、認証しないと予約できないというシステムにすれば問題はないとおもいます。 最後は過去、泊まっていたゲストはマスコミで騒がれてるような人たちはありません。極めて普通の旅行者です。 その人たちをもてなすことにやりがいを感じます。決して金儲けだけでなく、本気でもてなしたいと考えるホストたちがいることを理解してほしいです。そして、きちっと政府なり国が管理して、納めるべき税を納めればみんながwinwinになると思います。従って私はホスの認可制ではなくもっと簡単に届け出制を強く望みます。 以上	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。
280810014	27年 11月26日	28年 2月23日	28年 8月10日	ホームシェアリングの規制についての意見	現在、大阪では1週間以上の宿泊の場合であれば民泊の受入れを許可するというものになっているようですが、この期間をせめて2泊から3泊(5日)から許可していただきたいと強く望んでいます。 理由は、実際にこれまで多くの外国人観光客と接し、直接話をして来たところ、やはり速くから旅生にお越しになるので、日本の一か所だけに1週間滞在するのではなく、一か所につき2泊、3泊など、短期間に各地に滞在し日本の色々な都道府県を回る旅をしたいと考えている人が圧倒的に多いのです。また、1泊だけしかその地に滞在出来ない外国人観光客も多くいます。もし、必ず1週間以上でなければいけない場合、ほとんどの外国人観光客が宿泊場所を見つけることが出来ない状態になってしまい、結果、その他の観光業は衰えてしまいます。まず、ホームシェアリングそのものが機能しなくなってしまいます。一般的には、東京で2泊、大阪で2泊、京都で2泊などという風に、色々な観光地で短期間楽しむのが主流となっており、1週間も同じ場所に居る観光客はほぼ居ません。JRパスを使い新幹線で移動が出来るのもあり、日本国内での移動は外国人観光客に便利です。皆さん、色々な日本を見たいと思っています。特に、日本の歴史や文化に興味がある観光客の場合は、日本人よりも日本に詳しい場合があり、日本人よりも日本が好きで、日本人よりも日本国内を見たいという欲望が強く、日本人にとっては当たり前のことに宿舎を受けたり着たりしてくれます。このような外国人観光客とのふれあいは、日本人に、日本と日本人を見直したり、勉強し直すきっかけを与えてくれます。このような経験が、日本人であることに誇りを持ったり、日本の良いところやそうでないところを考えたたり気づいたりするきっかけになります。外国人観光客との繋がりは、単にホームシェアリングではなく、国と国とを繋げたり近づけたりするきっかけの一つになると思います。なので、ホームシェアリングを今後もずっと続けて行けるような法案が出来るとを心から願います。 このような背景や理由から、ホームシェアリングの宿泊日数の条件を1週間以上の限定ではなく、せめて2泊から3泊くらいから許可をいただける法案を日本全国共通でいただけることを心から願います。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810015	27年 11月26日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊規制緩和について	ご担当者様 オリンピック開催に向け、国が一丸となっております。 ぜひ民泊規制緩和をお願いいたします。 現状の規制緩和策(予定)では6泊7日以上となっておりますが1泊以上に規制緩和していただくことをお願いいたします。 アメリカや諸外国では当たり前の民泊事業が日本は出遅れております。 国土の狭い日本において空きスペースの活用することが不可欠であり、時代や世界のビジネスの流れに乗り遅れないよう迅速で柔軟な法改正が必要です。 何卒よろしくお願いいたします。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	
280810016	27年 11月26日	28年 2月23日	28年 8月10日	旅館法の緩和	一、旅館法を緩和し、現在の旅館、ホテル、簡易宿泊所以外、民泊条例を作る。 現在旅館業が反対する一番の理由は、ホテルの利用者は減る、競争が増えるとの理由ですが、民泊を選んだ外国人観光客のほとんどは、日本の家に泊まってみたい、日本人と交流したいという気持ちで民泊を選びました。 簡単に言えば、外国人観光客は民泊の存在で、日本に来る、日本にいる時間を延ばす、日本を好きになって、再来日することになっています。 なので、条例のないままか、民泊を禁止、外国人の旅行習慣を無視して、無理の条例(最低七日間の宿泊)を出すより、ちゃんとする条例を出したほうが日本の観光のため。 また、民泊が出る前、東京や大阪はすでに最低1日からの賃貸マンションが存在しています。大勢の不動産業者もこういうサービスがあります。なので、この機会を利用、ホテル、簡易宿泊所、民泊や不動産業者の管理できる旅館法を作っていたきたいです。 そして、もっと簡単な登録や認証制度を作るべきです。(特に建築確認済み、ほとんどの人は持っていません。) 二、最低金額を規制する。 旅館業者の一番反対する理由は、民泊の宿泊金額の安さです。なので、ちゃんと地域のホテルや旅館の宿泊料に合わせて、合理的な金額を規制すればいいと思います。 三、海外の民泊サイトを抜いて、日本政府から、政府認証宿泊施設検索及び予約ウェブサイトを作る。 来日観光客が増えた理由の一つは、民泊が急増することだと思います。来日観光客は海外の予約サイトを利用しています。しかし、海外の会社は事故や問題が発生する時の対応はあまりも不十分です。もし日本政府はこういうサイトがあれば、ゲストやホストの利用状況や認証をきちんと把握でき、政府も予約サービス代を利用して、もっと外国人に優しい観光環境を作っていたきたいです。 四、二次賃貸や管理依頼を禁止する。 今多(経営者は安いアパートやマンションを借りて、外国人に民泊として出しています。こういうやり方があるので、一般市民の家賃とアパートなどの治安に悪い影響が出ると思います。 民泊なのに、ホストはそこに住んでない物件なら、ホテルと同じです。そうしたら、民泊の意味がなくなり、来日外国人も日本文化をもっと深く勉強しようとしてもできません。	個人	厚生労働省 国土交通省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	
280810017	27年 11月26日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊の規制緩和について	大阪府吹田市に居住しております。民泊特区で規制が緩和されたとはいえ合法的に民家の空き部屋で始めることはほぼ不可能な状態です。1泊泊日数7日以上、これは全面放棄を希望します。ヨーロッパのような長期休暇が可能な国ならともかくアジアの多くの国は日本と同じで長期休暇が取れない国がほとんどです。7泊同じところに滞在するケースは非常に少ない(探算が合いません。ホテルにも泊まるが日本の文化にもふれてみたい、ホテルに3泊、民泊3泊という旅行者が多数おられます。2、各居室ごとに浴室・トイレ・台所の設置とありますが現実的でありません。私は4人兄弟です。4人と6人結婚し独立しております。両親は自宅の空いた部屋の利用をいつも考えておりますが民泊の話聞いた時これだ!!と思いましたが中身を見てガッカリしました。ホームステイのような形で民泊を可能にして欲しいと思います。そうすれば私の両親のような人の雇用や生きがい・健康増進に繋がります。またこの世でこのようなことにチャレンジできる人は豊かな知識とゆとりを持っておられます。そのような方が旅行者に日本の文化を伝えてもらうことは非常に良いことと思われれます。また、税制上の優遇処置が民泊をはじめることにより受けられなくなることも聞きました。以上だけでも解っていたと思いますが合法的に民泊を始める事はほぼ不可能です。空き部屋対策、空家対策とは程遠い内容です。特区も推進も有りません不可能です。消防法なども同じ(ハードルが高すぎるように思います)のでご検討をお願い申し上げます。マンションの空き部屋に閉じ込められてもハードルは非常に高いです。耐震や消防や避難訓練などです。また、民泊のここ数年の増加を見ると万単位の増加です。既に利益を上げることが難しくなっています。そこに厳しい規制がかけられるとせつなく育っている分野をつぶしてしまうことになりかねません。少しの知識で勝手なことを申しますがご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。	個人	総務省 厚生労働省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置等が求められているところ。	旅館業法第3条 消防法第8条、第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置等が求められているところ。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れた火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることと想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置等を行っていただく必要があると考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、 、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「 」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280810018	27年11月26日	28年2月23日	28年8月10日	旅館業法	現状宿泊施設の不足により、民泊が注目されていますが、素人が実施する為にトラブルも数多く発生しております。 つきましては下記の通り提案を致します。 (1)事前届出制による責任所在の明確化 (2)宿泊日数の規制廃止 ①週間程度の長期宿泊者を民泊利用者とする案があるが、そもそもホテルなどの宿泊施設が不足しているからこそ民泊が必要なので、宿泊日数による規制は不要であると考えます。 (3)非常設備、近隣住民とのトラブルなどの発生も考慮し、保険加入の義務化 (4)責任者がなにかあれば解決出来るように管理責任者は施設に近い場所で居住する事	株式会社 社ネクスト	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加入、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。	
280810019	27年11月27日	28年2月23日	28年8月10日	旅館業法(簡易宿泊所)	「民泊」を考える上で、建築基準法、旅行業法、消防法を土台にしなければならないが、戦後すぐに制定され旅館業法施行令は今の時代にそぐわないと思う。既に建築された家でこれらの基準をクリアできるものは非常に少ない。建築基準、用途変更の規則を加えると結局、新築の建物しか開業ができないようになっていく。現行の簡易宿泊所の構造設備の基準を緩やかにするしないは、種別に「民泊」を加え個人の自宅を活用できるように更に緩やかな構造設備基準を設けるべきである。(客室の広さは33平米以上(床の間、押し入れ等は含まない)、二平米の帳場の設置、客の出入りする場所と個人使用の場所を壁で区切るなど。)	個人	厚生労働省 国土交通省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加入、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。	
280810020	27年11月27日	28年2月23日	28年8月10日	民泊に関する新規制の整備	2015年4月初めから、Airbnbという民泊ビジネスをビジネスパートナーの方と新宿で始めました。今はAirbnbホストをメインとして動いています。そこで私は極力自分の時間が許す限りゲストさんに直接あって、お部屋の紹介、電化製品の使い方からお互いのことを話しながら交流を深めています。時には食事に行ったり楽しいひとときを過ごしています。この体験は自分にとって全く新しい感覚でした。なぜなら、自分の英語力を宿泊料をいただきながら磨くことができるからです。そして海外の方達との交流を通して日本の素晴らしさも再確認できます。こういった民泊を通じてこれからも自分の英語力を磨くと共に、宿泊施設の不足の解消に役立てていけたら幸いであると私は強く感じています。そこで、「民泊に関する新規制の整備」をぜひ検討して頂きたいと思います。「ホテル」「旅館」「簡易宿泊所」「下宿」の4種の営業許可に加えて、「民泊」に対する新しい基準を設けて頂きたいです。具体的には、 1.宿泊施設を運営するお部屋の持ち主・ホストがある程度の英語力があるのかどうかの試験。(ex. お部屋の機器の説明、ゴミの出し方、夜中に騒いだりしない為の注意等) 2.宿泊施設に必要な最低限の設備、火災、病気などトラブル時の対策等のハウスマニュアルがそろっているか。 3.お部屋の大きさは問わない。 4.宿泊期間は最低2日とする。 以上の4つを最低限設けていただきたいです。これらがあれば、ゲストさんを初めホスト、近隣住民がお互いに気持ちよく関わり、過ごすことができると私は考えます。Airbnbは私の人生を変えてくれました。そんな素晴らしいサービスを日本に広めて貢献していきたいです。 以上よろしくお願致します。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加入、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280810021	27年11月27日	28年2月23日	28年8月10日	民泊規制改革に関する提案	ご検討いただきたいのは以下の点です。 ・最低宿泊日数を7日ではなく2日にしてほしい 正重、7日も同じ場所に宿泊する人なんて、本当に一握りです。そういう方は既にバックパッカー宿に宿泊している層の方です。バックパッカーよりお金を落とされてくれる層の方の宿が必要ですが、しかし、絶対数が完全に不足しています。 ----- ・私は現在airbnbのホストを日本で営んでおります。海外にたくさんの方がありますが「日本は本当に宿が高過ぎ、airbnbがないと行けない」という意見と本当に多くいただいております。世界中旅をしてみました。日本の宿代の高さ、態度和状態は異常です。現在日本の観光客がこれまでになく世界で最も高い観光客流入成長率を達成しているのは、民泊のおかげだと感じております。「もちろん円安等のその他要因もありませんが」私の部屋に泊まるゲストの皆様には本当に楽しんでいただき、私の家に泊まったおかげで日本が好きになったという意見をいただいております。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	
280810022	27年11月27日	28年2月23日	28年8月10日	民泊の良さ	[1] Airbnnを通じて民泊をはじめたきっかけ なぜ自分がAirbnnをすることになったか。 最初はカウチサーフィンを始め、友人からair bnnというのがあって、それは料金設定して対価をもらっても良いと聞き、昨年の秋からair bnnも始めました。 [2] 民泊の魅力 ・様々な国の方が泊まりに来てくれて、民間国際交流ができる。 ・英語でのやりとりが中心となるので、英語の訓練になる。 ・外人さんがどんな点で日本文化に関心を持つのかをとても詳しく聞ける。 ・NHKのCool Japanなど、パブリックの日本紹介番組を觀てもらって、日本を外国人に紹介することができる。 ・家に泊まりに来た方が、私の知らない日本に連れて行ってくれる。 ・泊まりに来る人の声を聞くと、ホテルだと、自分の国のホテルに泊まったのと同じで、日本人には会えず、外国人としか出会えないということを書いて、だからbnbやカウチサーフィンに泊まるようにしていると言っていた。 [3] この先、ような環境が整っていたらさらに民泊を楽しんでできるか ・最低宿泊日数を2日からしてほしい。成田や羽田でのトランジット待ちの場合にbnbを使用されることもあるので。 ・7日以上としましょうと、半分以上の旅行者を断ることとなり、外貨収入の面から見ても損失にしかない。 ・bnbホストを届け出制にして国から認証してほしい。近所の人にもそれを提示できる。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	
280810023	27年11月27日	28年2月23日	28年8月10日	民泊法制化に関する提言	ーあるべき民泊のルール(法制化)ー ・最低宿泊日数の制限は撤廃すべきであると考えます。 ・宿泊者情報に関してはairbnb側で予約する人物の個人情報把握しているが、実際に予約する人物が異なる場合があり、これについては同伴者を含めairbnb側において全宿泊者情報の個人情報収集するべき。したがって、民泊サービス仲介者(airbnb)に対してこうした宿泊者の個人情報の収集保管を旅館業法の中で義務付け、事件事故が発生した時に行政当局から照会があった時に迅速に提出できる様にすべき。 ・ホストはゲストが何らの犯罪行為に關与している、もしくは実行している(例: 薬物使用)と疑いを持った時に、迅速に所轄警察署へ通報するものとする。 ・衛生及び災害時対応について、常に適切な衛生状態を維持する為、宿泊者がチェックインする前の清掃作業(掃除機かけ、シーツ交換、タオル交換、便器の洗浄消毒、浴室の清掃)の義務化、災害対応の為に設置する装置として、家庭用で安価で販売されている火災・煙警報機、消火器(300円程度)の備え付けを義務化(家庭用住居を活用する民泊です。商業ホテルの様な厳しい規制はそくない)、防災カードの設置、基準に合致しているか検査する為、地方自治体の保健所は事前通告の上、立ち入り検査する権利を保持する。 ・ゴミ出しは、1ヶ月以上泊まるケースを除き(但し、この場合はホストがゲストに対面でゴミ出し方法を説明し、理解したか確認する義務を負うものとする)、原則としてホストが回収しゴミ出しをする事を義務化する。 ・騒音対策、ホストはゲストに対して、部屋及び建物敷地内で近隣住民の迷惑にならない様に宿泊前に説明し理解した事を確認する義務を負う(これは予約時のハウスルール確認画面表示で対応できるものとする)。近隣住民から騒音の訴えがあった場合、証拠が明確な場合はホストはゲストに対して注意を促し、その後も重ねて訴えがあった場合はそのゲストを即時に退去させなければならない。 ・許可制か、届け出制かどうか議論がある様ですが、行政コスト削減及びホスト達のスムーズな移行の為に、届出制が好ましいと考えます。但し、基準に達していない運営をしていると判断した場合は警告、指導及び営業停止処分等の行政処分を担保として行使すれば、実効性は保たれると考えます。	個人	総務省 厚生労働省 国土交通省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づき許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところ。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づき許可を取得すれば、1泊から営業可能です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところ。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより慣れない火気使用設備を用いることによる火災のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まること想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていた(必要があると考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810024	27年 11月27日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊規制緩和について	(1)最低宿泊日数を7日ではなく(2日にしてほしい) せっかく(遠く海外から来た旅行者に様々な日本を知ってもらいたい、1泊泊先7日間の縛りを設けるのは日本にとってデメリットの方が圧倒的に多いため。 (2)民泊についてはホストが同居を義務としてほしい トラブルが起きている、あるいは起こりやすいのはホストが同居せずゲストだけで宿泊している物件であり、本来の民泊の趣旨ともずれていると思うため、諸外国でもこちらが大勢です。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	
280810025	27年 11月27日	28年 3月14日	28年 8月10日	民泊に関して(今現在で代表されるのはairbnb)	[1]Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけ 今まで自分が所有していた物件がずっと空室続きであったため、なんとかして他の事業に活かしたいと思ったから。 また活かさなければ経済的な理由により、自己破産などをしなければならなかったため。 [2]民泊の魅力 今日、訪日外国人の数は急増しており、ホテルが足りていないことも事実であります。これからは難民や、外国人を受け入れるにあたり、こういったシステムは今後も構築されていくべきだと考えております。 ビジネスでこちらに日本に来られる方が、普通のホテルに泊まるとなると経済的にも圧迫するなど、日本のホテルは高すぎるという印象があると、airbnbを初め海外の方と接することが多くなった現在、そのような声を多数耳にします。 [3]この先、ような環境が整っていたらさらに民泊を楽しんでできるか ・最低宿泊日数を7日ではなく(2日にしてほしい)と思います ・何故なら、7日二条にするとほとんどの民泊は機能しなくなります。私は、1年(くらい)民泊をやってきましたが、たいたい4泊程度のお客様が多く、一週間以上の滞在は滅多にないからです。 ・御近隣への配慮もふくめて届け出制度にしてもらって国から認証カード発行してほしい。 ・安全基準を満たして税金も払うことで堂々とホストをしたいというのがありますし、近隣からの苦情が跡を絶ちません。悪質なものとどの規模もないのに、騒がしい・危険などの苦情を言ったりする方々もいらっちゃいます。国の審査を経なければ、そのカードを見せることによりお互いお話しスムーズに進むと思います。 ・マンションの規約に関しても制限をして欲しい マンションにおいては、法律が確立された後でも組合の規約で民泊が制限されればできなくなってしまいます。 それでは折角法律を通したとしても、意味がなくなってしまいます。 また地方はマンションはほとんどありませんが、訪日外国人が利用するのは都心(東京、大阪、京都、沖縄、札幌)がメインです。それらには主にマンションしか存在しません。	個人	厚生労働省 国土交通省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810026	27年 11月27日	28年 2月23日	28年 8月10日	眠っている資産の活用及び余裕のある老後	<p>Airbnbを通じて民泊をはじめた理由</p> <p>現在2世帯住宅の自宅の空き部屋を貸し出している。来年第50年以上の東京の持ち家を貸し出す前で予約練習です。観光地ではない場所でも需要があります。一番良かったのは使わない部屋が綺麗になって維持できる。約1年で初期投資は回収見込み。来年からは年金の不足分を少しでも補えそう。</p> <p>経済的な理由</p> <p>東京の持ち家が老朽化し維持していく為にリノベーションが必要。築50年以上の家の有効活用として民泊は賃貸よりも収益が高い。古い家は賃貸料が安く借り手が見つかりにくい。古いものに対する欧米人の価値観があり宿泊希望者がある。現在65才自営業です。仕事を辞めると生活出来ません。生活保護よりも少ない国民年金だけでは人並みの生活が出来ない!!民泊営業で年金不足分を補って余裕のある老後を送りたい。出来れば豊かな老後を目指しています。年金生活になると節約型に切り替える人が大半です。余裕のある老人が増えれば消費も増加します。</p> <p>趣味と実益</p> <p>海外旅行が好きなので海外のお客様をおもてなしを通して日本を好きになって帰国して欲しい。だんだん年齢的に海外旅行は億劫になってきているので日本において海外体験が出来る。予約の管理、ミートアップ等新しい出会いと感動、体験が出来るので脳が活性化する。現役りタイア組に特におすすみたいです。</p> <p>提案</p> <p>最低宿泊日数は2、3日(5)に。営業として民泊をする物件と個人のホストは物件数で分けて欲しい。会社組織で利潤のみ追求の民泊は別物とする。パスポートの提示義務化。(コピー又は画像)タコ部屋状態の物件を無くするために部屋の広さに対しての宿泊人数を決める。保健所の立ち入り検査の義務化。不法滞在外国人ホストの排除。高齢者参入し易くする為、個人名義の持ち家の場合、手続きを簡素化する。</p> <p>以上</p>	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。</p> <p>なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。</p>	
280810027	27年 11月27日	28年 2月23日	28年 8月10日	空き家活用と宿不足解消	<p>提案理由は次の通りです。</p> <p>私の夫の実家は築50年ほどなうえ、私道に面しており、建て替えることができません。ただ、数年前まで少しずつ修繕しながら、人が住んでいたため、老朽化して危険だ、ということはありません。普通の家ですが、今はあまり見られなくなった欄間や床の間がある日本家屋です。人に貸すとなると中身を一切処分する、ということになります。民泊で活用したいと思っています。</p> <p>海外からの方には、普通の昔の日本の家として楽しんでもらえるでしょう。こちらも維持費が少しでもまかなえたらありがたいことです。どうぞならちゃんと調べて堂々とやりたいと思います。</p> <p>民泊に関しては、以下を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低限必要な設備の明確化(ホテルではない民家の活用という視点から) ・届出制 ・最低泊数を2泊以上にしたい 	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。</p> <p>なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280810028	27年11月27日	28年2月23日	28年8月10日	Airbnbを使った民泊の促進について	<p>[1. 始めた動機] 50代が近くなった女性には、企業就職は険しくほぼ無いに等しいのが実情です。私は10年ほど前からフランス・パリでは民間アパートメントをショートステイで借りて滞在してきました。日本人がやれば、もっと客は満足するはず!とと思ってきたので、東京五輪を前に、接客業で長い間培った、おもてなしの技術や語学力を生かす為に、夏からAirbnbを始めました。</p> <p>[2. 現状] 観光地しか知らなかった外国人は、日本で暮らすように滞在する事で様々な感動を感じています。私はお迎え、見送りを必ず会って行っています。別れる時にはお互いハグして別れを惜しみ「また来年、日本に戻ってくるから!」と必ず言ってくれます。まだ初めて5か月、2組の外国人がリピートしてくれました。私は昨今の報道で韓国や中国を嫌いでした。しかし、気持ちが歩み寄るのを感じます。これはAirbnbホストひとりひとりが行っている、小さな民間交流です。しかし、それはインターネットを通じて、リアルな日本の良さが世界に広まっています。ガイドブックだけでは必ず飽かれます。ニースはリアル体験にあります。</p> <p>[3. 今後の要望] Airbnbホスト全員が納税もし、堂々と日本のおもてなしを広げて行けるよう、 1. ホストの管理する物件数の制限(ひとりでコントロールできるのは3軒が限度) 2. 遠隔操作の禁止(近くに居ないでケアできるはずがない) 3. 滞在日数は2泊から(外国人の最大ニーズです) 4. 受け入れゲスト人数の制限(6人を超えると近隣住人に迷惑を掛ける恐れ) 4. 行政機関の認可を出してほしい。</p>	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。</p>	
280810029	27年11月27日	28年2月23日	28年8月10日	民泊を認めてその可能性を信じているホストからのホームシェアリングの“未来”に関する提案書	<p>{Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけ} 2013年頃よりルームメイトがいなくなったのをきっかけに空いている部屋でAirbnbを始めました。2年間で世界中から約170組のゲストに宿泊してもらいました。今ではリピーターや過去に泊まった事のあるゲストの友人も再来も毎月増えてきています。</p> <p>{民泊の魅力} 1. 世界中に友達ができて遊びにきてくれる。自分がその国に行った時に、彼らも同じように友達として家に泊めてくれたり地元の行事に連れて行ったりしてくれる。 2. 外国人も日本人も、日本にいながら様々な国の「生」の音楽や文化を勉強/体験できる。 3. 日本は、典型的な観光スポット以外にも数え切れないほど素晴らしい景色、美味しい料理、するべき体験がたくさんある。現地の人しかわからない事を外国人に伝えることで、感動を与える事ができるし、都市田舎に限らず、地元をプロモーションして活性化させる事ができる。</p> <p>{今後、日本全体で民泊を有効利用するために提案したい事} 1. 最低宿泊日数を1週間以上ではな(制限無し)、せっかくなので1箇所だけでなく、日本中のいろいろな場所を見て帰ってほしいので、1週間同じ場所に滞在という制限は日本の魅力を世界に伝える上でデメリットではありません。 2. 民泊に旅館業法は不要。個室やワンルームなど自由な形態、様々な形があり、そのフレキシビリティこそが民泊の魅力のひとつでもあります。カプセルが一晩過ごすだけのアパートに、ロビーや、男性女性トイレ、などを設置する事は実質あまり意味がなく、安全面だけ取り決めて後は個々のおもてなしに任せるのが一番安心で効果的な方法です。 3. 届出制で国から許可証を発行してほしい。 以下のような一定のルールを準拠して民泊のホストに対しての許可証。 - 日本語英語で、避難場所や避難経路の指示がされていて、毎ゲストに口頭でその説明をしている。 - Airbnbホストとしてのゲストからの評価が平均以上。 - パスポートのコピーなど各ゲストの履歴をきちんと残している。</p> <p>ご検討のほどよろしくお願います。</p>	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280810030	27年 11月27日	28年 2月23日	28年 8月10日	現状の問題と 解決策	現状の課題とその解決策案を散発的ではありますが、記載します。法改正後の新法の具体的な案として少しでも役に立てればと思います。 1. 感染症の拡大 宿泊者からホストに対して身分証の提示(ネット仲介業者に義務付けでクリア可能) 2. 身元不明人物の宿泊 同上 3. コミ出しや騒音などの近所とのトラブル 宿泊者に対して、多言語(最低英語)で、明確に指示(ネット仲介業者に義務付けでクリア可能、入力しないホスト登録が出来ないなど) 4. 契約外のサービス 管理責任者の登録(所有権、管理規約及び契約の確認) 5. 税金未払いによる不平等 登録制とする、簡易的な税制の導入(確定申告が不慣れな人向け)、みなしで控除額を決定して納税するなど) 6. 火災時の避難 宿泊者に対して、多言語で、明確に指示、最小限の設備(火災報知器の設置) 行政は、届け出を受け付けたあと、サンプルベースで監査、違反度合いに応じて、罰金と営業の停止。	個人	総務省 厚生労働省 国土交通省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 ます。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところです。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。
280810031	27年 11月27日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊規制緩和	現在、私はAirbnbを通じて民泊を提供しております。 [1]Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけ 友人が自分の家の一室を貸したところ、そこからの収入が家賃を超えたという話を聞き、約1年半前から自宅の一室を貸すところから始めました。 [2]民泊の魅力 第一には副収入です。 Airbnbを通じて民泊を始めたところ、現在では収入が2倍に増えました。 第二には異文化交流です。 私には息子と孫の子どもがおり、気軽に海外旅行には行くことができません。しかし民泊を通じて様々な国の方と交流できるのが楽しく、その代わりになっていると思います。 また、海外の人にローカルな場所を教えるのも楽しいです。 将来、子どもにはグローバルに活躍して欲しいと願っており、この外国人との交流は子どもに良い影響を与えています。 [3]この先、ような環境が整っていたらさらに民泊を楽しんでできるか ・最低宿泊日数を7日ではなく2日にしてほしい！ 7日も滞在する人はかなり稀です。海外旅行には2泊-5泊程度が多いのではないのでしょうか、7日にしてしまうと、許可申請する人が少なくなってしまいます。 ・簡単に申請できるようにしてほしい 申請すればよいだけにしてほしい。審査があると許認可に時間がかかります。 [4]その他 現在、都市圏では宿泊場所不足です。ホテルや旅館は簡単には作れませんが、民泊を活用すると、その需要を緩和できます。 ホテルに泊まれないから来日できない人も出てきますので、民泊を推進することで訪日観光客を増やし、経済効果も期待できます。 また、私のように民泊による副収入を得ることで、可処分所得が増加し、経済効果に繋がります。給料を増やすのは簡単ではありますが、家の一室を民泊で貸して副収入を得るの簡単にはできません。1億総活躍社会の方針に合致するのではないのでしょうか、それにはやはり簡単に始められる仕組みが大切です。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。
280810032	27年 11月27日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊の幅広い営業を認めて いただきたいです	多くの外国からのゲストと交流を深めています。 町の居酒屋、カフェ、寺社仏閣、 彼らは日本の普段着の文化に触れることに新しい発見と楽しみを見出しているようです。 民間レベルでの国際交流は日本の未来にとって大きな経験となると思います。 私も海外の人に対する偏見は薄れつつあり、この意識の変化は大きいです。 民泊 2日程度から認めていただきたいです。 届け出をして、一定の施設、設備があれば運営できるようにしていただきたいです。 届け出をして、売上から税金などを納めることにも抵抗はありません、グレーな状態ではなく、一定の規準を満たすことでOKにするほうが安全、衛生面でのメリットも大きいと思います。 また一般の旅館業とは違い、誰がどんな目的で来るのかまでわかっていますので、外国人の動向についてより詳細なデータの提供も可能です。 シーズンになると一泊3万円という法外な値付けをするビジネスホテルチェーンの営業にも大きな疑問を感じています。 国内出張、旅行もままならないため、空き家の有効利用も含めて、民泊の推進をお願いいたします。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810033	27年 11月27日	28年 2月23日	26年 8月10日	民泊にかかる 規制法案	<p>民泊の規制緩和は、停滞した日本経済、特に貧困・中間層にもビジネスの機会を広げるものであり、日本の観光業を活性化させるためにも、日本政府は早急に対応すべきであると考え、民泊は観光業だけでなく、製造業その他の分野への波及も十分考慮し、推進すべきであろう。日本製品は高度目つ高値であり、近年の製造業は世界市場で苦戦を強いられている、外国人旅行者を増加させることは、日本滞在中に日本製品に触れることによる日本製品の良さを理解させる無料のプロバガンダの機会ではなからうか、「日本の細やかなおもてなし」とはサービスだけでなく、製品にも行かされており、民泊を通じた国際理解は観光業だけでなく、製造業等にも好影響を及ぼすはずである。日本政府が支援する国費留学生への支援額や、海外における大使館の宣伝費等と比較すれば、民泊は、安価に民間(一般市民)の支援を活用し、親日家を増加させ、日本製品・日本サービスの大きな理解者を育成することでもある。ただし、法案については十分に経済波及効果かつ問題点を調査し、慎重に行うことが求められる。</p> <p>1.平均的な海外からの旅行者の旅行日数が6-7日と考えれば、一都市の滞在は2-3日と推測できる。最低7日の縛りを付ければ、民泊の宿泊数は限定されるため、最低2-3泊にする等、法案の場合は留意すべき。</p> <p>2.許可書を発行し(2日ほどの研修、宿泊客へのマニュアル等の作成支援)、安全で、日本文化を伝える個人的な国際人確立できるように指導すべき。宿泊客へのマニュアル等の作成支援を含む。</p> <p>3.安全、防音等、近隣対策については、民泊に関する住民の理解を十分に得られるためにも、留意すべき。</p> <p>4.定期賃貸契約に類似した簡易版(英語等)を作成し、双方が民泊に対し理解し、誤解なく日本滞在が楽しめるように指導すべし。</p> <p>5.空き家対策、高齢化社会等、社会問題を解決するような民泊を推進すべき。</p>	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定で</p> <p>なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。</p>	
280810034	27年 11月28日	28年 2月23日	26年 8月10日	【民泊】規制 改革に関する 提案	<p>品川区、港区、ロサンゼルスで4年前からAirbnbを一家で行っているものです。自分は海外出張が多いことから、不在時の自宅、並びに家族の空き家を海外からの旅行者に提供しています。</p> <p>いずれの家も家族が近くにいるため、退職した両親や親戚たちが、老後の楽しみおよび社会貢献として旅行者と交流し、地域の友人たちが経営しているレストランや店舗に旅行者を紹介してきました。海外旅行が健康上の理由でできなくなった親戚にとっては、海外が自分の元に来てくれる、海外に友人ができる(定期的に泊まりに来てくれるロシア人、オーストラリア人、フランス人、アメリカ人の家族がいます)、更に自分たちが愛する東京(東京に住み始めて5代になります)を紹介できるため、生きがいになっています。</p> <p>現在規制改革が検討されていると思いますが、以下の点を留意していただければ幸いです。 ・最低宿泊日数を3日にして頂きたい(スケジュールに柔軟性を持たせるため、より多くの方に、東京を知ってもらう機会を持ちたい) ・マンションの管理組合や近隣の方の理解を得るため、区に届け出をして認定された後、認証カード、認証証明書などを発行して頂きたい</p> <p>以上ご検討よろしくお願い致します。</p>	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定で</p> <p>なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810035	27年 11月28日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊に対しての ホームステイ型ホストの 意見	[1] Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけ いくつかのメリットが重なり始めました 1) 独身の時は事情が変わり海外旅行へ行く事が出来ずじまいで自宅にいたが海外の方の交流が出来忘れかけていた言語も習慣的に使う事が出来て、中国語会話スクール等へ行かなくても済む 2) モラハラと昭和オヤジの様な日本の価値観だけにとらわれた他人に合わせない我儘旦那が他人と居ることで、世界の人の話す事で少しずつオープンマインドになって人は自分とは同じではないと言う価値観に触れて欲しいと思った 3) 妊娠し子供を産んだ時の当面の生活費としてもいいし、待機児童の件もあるし社会復帰出来るまで、子供と家に居ながら保育園待ちも出来たと思った 4) 余っている部屋にも住宅ローン分はあるので、払っている金額の半分はローンの金利を自分達の負担を少しでも減らしたかった 5) 自分が台湾でホームステイをした時、とても良くてくれたただ通りがりの人々や温かさを自分も世界の人々へ何か恩を返したいと思った [2] 民泊の魅力 実際に、上記で述べた大半の事は現実になっています 特に3)が私の中では一番のメリットです！民泊は空いているスペースを貸すことなので少しのスペースがあればそれをシェアする事でお金が無く我が家の様に所得が低く子供を諦めている夫婦にも希望が生まれます マタハラや待機児童の問題を気にせずに子供を産める環境を自分で作れる。 駅前留学よりも家の中で自宅留学 世界中に友達が出来、これまで以上に世界のニュースにおける日本の立場が気になる様になった 特に、反日感情の強いと思ってた韓国と中国のゲストは日本にくる人達だからなのもあり親日派でありとても礼儀正しく日本人の感覚に近い 余っている部屋がお金を生み出し雇用に雇用がある為今は積極的に妊娠が出来るようになりました 世界中の人々と会う事で価値観の違いに驚き辛いこともあります [3] この先政府への要望 ・最低宿泊日数を7日ではなく2泊-3泊にして欲しい ・7泊は長すぎる！そんな人減多に居ないで日本の中に7日間居てもJRバスでアチコチ動いて7日間なんです ・旅館業法とは別の(くりで、国からホストとしての認証カード発行してほしい！ 安全基準を満たして税金も払うことで堂々とホストをしたい、現在確定申告しています ホームステイ型、投資物件型のホストの差別化をして欲しい	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	
280810036	27年 11月28日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊の最低 宿泊日数7日 の撤廃(訪日 外国人に対し て)	民泊の最低宿泊日数7日を訪日外国人に対するの撤廃をお願いしたいと思います。 海外旅行者に日本に来てもらい、民泊を利用したとしても、7日以上という縛りがあると、日本の各地に旅行に行けなくなってしまいます。 海外旅行者の多くは、東京に2,3泊した後、大阪に2,3泊(北海道や、九州なども)して日本を観光しています。 7日以上という縛りがあることによって、せっかく日本に来たとしても、一地域しか観光ができなくなってしまうので、日本の魅力が十分に味わってもらえないと思います。 民泊の最低宿泊日数7日を訪日外国人に対して撤廃し、日本の良さを味わってもらいたいと思います。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280810037	27年11月28日	28年2月23日	28年8月10日	個人の民泊規制の緩和の実質的妥当性及び必要性	<p>前提: Airbnbでホストとして活動している立場から、実務的に問題がないこと、日本人や日本経済によい影響を与えるだろうと確信している立場からご意見を申し上げます。</p> <p>主張: ・実質自宅として住んでいる家に限り、個人が短期ホームステイを受け入れることを許可すべきです。 ・社会的背景: ・そもそも日本は来日外国人目標に対して、圧倒的に旅館不足です。当方は京都在住ですが、特に繁忙期は旅行者は旅館難民となって大変苦されています。 ・国家として観光客を増やすならば、民泊はとも理にかなったキャパシティの拡大方法です。 ・また、留学生などのホームステイ受け入れはこれまで民家で行われてきました。規制するならばそれも規制してしまわないと理にかなわないのではないのでしょうか? ・ホスト: 民泊を運営する人、ゲスト: 宿泊する顧客となります。 ・ニュースなどでよく問題になっているような、ホストが住んでいない物件に勝手に人を住まわすのは規制すべきというスタンスです。</p> <p>認可条件の案: ・前提として、認可をするのは実際民家として住んでいる場所に限るべきです。 ・暗黙知的なことを含めたハウズルールをゲストに共有できるのは、実際に住んでいるホストだけです。 ・> 民泊であるリスクをゲストに承諾させる 民泊の仲介事業者側が、ホテルのレベルのようなリスク管理がされた宿泊先でないことを、事前にゲストに承諾させるべきです。 最低限の安全をどこまで担保するべきか、一つの議論の争点だと思います。最低限の条件をどうすべきか、は次の項目で議論するとして、まずは、ゲスト側がホテルレベルの安全を確保されていないことを、予約時に承諾するフローを民泊事業者が提供すべきかと思えます。 既にairbnbでは実施されていますが、パスポート認証も必須です > 最低限の安全確保条件 一般家庭で現実的な安全確保は以下かと考えます。 ・火災報知機 ・非常時のマニュアル ・消火器 > 認可のフロー ・インターネットで証明となる写真などを投函すれば認可がおりるくらいの簡易的なものであるべきと考えます。 その他意見 人口減に直面しているにも関わらず、日本では移民の受け入れの議論があまり盛り上がりません。恐らく外国人があまりに速い存在なのだと思います。民泊を通じて、関係性が非常に近くなります。日本の国際化の一助になるのではないのでしょうか?</p>	個人	総務省 厚生労働省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加入、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところです。民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより慣れない火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていただく必要があると考えています。	
280810038	27年11月29日	28年2月23日	28年8月10日	自宅での民泊について	<p>私は自宅でホームステイのつもりで外国人に自宅の一部スペースを解放しておりました。2年ほど前から行い1200名ほどを受入れましたが、一度もトラブルはありません、これは本当です。</p> <p>民泊において3つのことを提言します。 (1)7日以上ではなく、2日からでも大丈夫なようにしてほしい。 なぜならば、東南アジア系の人は、ビザの関係で滞在日数が少なく、1週間以上同じ場所に滞在することはほほならないからです。結局国によって民泊が使える国の人たち(主にヨーロッパ)と使えない人たち(主に東南アジア)がでてしまうのは不条理です。それに今はシンガポールは言わずもがな、中国をはじめ、タイやマレーシアの方々の所得もあがってきており、日本でも購買力は日本人並みになってきています。 (2)住宅での許可を、容認してほしい。 近隣とのトラブルのことは充分考慮しないといけないが、本来はその責任は住む側コミュニケーションの問題であるとも居ます。実際は私は近所の方に充分に説明をして外国人を受け入れています。また、実は外国人は、人の住んでいる住居に受け入れてもらうことを、旅の一部とみなし、楽しんでいるのです。空き部屋を貸すだけとは全く違う、価値観だと感じます。 近隣との安全面のことを考慮するならば、宿泊カードの面の提出や、民泊許可証をつくるなどして、情報を公開することが良いと思います。 (3)シニア世代を応援してほしい。 私は76歳なのですが、この歳までこのような仕事ができるとてもうれしく思います。感謝の念一杯です。今までも人と接することが大好きで、そのような仕事をずっと行ってきました。旦那もなくなり年齢を重ねると周りとの友達も減っていきましたが、それが、Airbnbを通して、世界中の人と触れ合うことで、元気を取り戻しました。 リタイアして時間に余裕がある、そして人生経験豊富なシニアこそやれる仕事だと思います。日本には、世界一の長寿のシニアがあり、そのポテンシャルは計り知れません。ぜひ、多(の)シニアに民泊を通して生きがいをもって欲しいと思います。ビジネスライクな、空き室を多く運営ということよりも、今住んでいる場所の一部を貸し出すことにもっと力を入れて、民泊条例をすずめていべきだと思います。</p>	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加入、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280810039	27年11月29日	28年2月23日	28年8月10日	民泊の規制緩和についての提案	現在自己所有の一戸建て住宅の空き部屋の1室で1年前からairbnbを利用した民泊を行っています。 1)民泊を始めたいきっかけ 私は現在50歳代ですが、以前勤めていた会社で、20から30代の頃、海外担当をしており、2度のヨーロッパ駐在をはじめ、15か国の海外出張を経験しました。その時私は各国で日本と異なる風景、文化、習慣に驚きながらも貴重な経験をしました。 その中で、たまたまの現地の人からの手助けを受けました。次は私が海外から来る旅行者にお返しをするいい機会だと思い始めました。 2)民泊の魅力 1.家にいながら海外からの旅行者と交流できる。到着前にメールのやり取りを行うので、その人の情報、旅行先、好みなどが事前に得られ、初対面でも友達のように接することが出来る。 2.英語が活かせる。上達する。メールのやり取りや到着後の会話、食事、観光等を共にすることで生の英語が体験できる。 3.旅行者の役に立てる。必要な情報、観光情報、穴場などの提供。その他さまざまな要求に応えることで役に立てる。ホテルや旅館ではスタッフを独り占めできないが、民泊ではホストが専属のアドバイザーになる事が出来る。 3)緩和してほしいこと 1.最低宿泊日数を7日から1泊にしてほしい 理由:今まで24組のゲストを受け入れたが平均宿泊日数は3.3日で7日以上は1人のみでした。これでは実質民泊不可能となります。また、急な予定変更などで宿泊場所が必要になった旅行者への対応が出来ません。私の家の半径4kmにはホテル、旅館は無いので競合はしません。 2.届け出制にして国から認証カードを発行してほしい。旅行者が通るかかと挨拶や話しかけなどの、おむね近隣住民の評判は良好ですが、安全面を含めて近隣への配慮になります。 3.建物に応じた安全設備の設置とパスポートのコピー保管を義務化する。 やはり旅行者の安全と事故や病気など緊急時に備えて必要です。 以上 よろしくお願ひします。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	
280810040	27年11月29日	28年2月23日	28年8月10日	ホームシェアリングに関して	最低宿泊日数7日という縛りをなくしてほしい ・海外から来た旅行者に様々な日本を知ってもらいたい。 ・宿泊施設の不足を補うことができ観光立国を目指す日本の後押しにもなる。 ・1泊泊先1日間の縛りを設けるのは日本にとってデメリットの方が圧倒的に多い。 近隣への配慮、トラブルの防止もふくめて届け出制度にしてもらって国から認証カード発行してほしい ・安全基準を満たして税金も払うことで、こそこそとやらすに堂々とホストをしたい。 ・税金を納めることで政府、自治体にも新たな財源ができる。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	
280810041	27年11月29日	28年2月23日	28年8月10日	民泊に対する規制緩和のお願い	半年前よりいゆる民泊を運営しています。 現在のようなマスコミで取り上げられる前から始めてありますが、傍らで見ており下記のように法律を改善いただければと思います。 開始した理由: 訪日外国人が増え、語学を活かして集客ができ、観光をきっかけにちょっと日本の素晴らしさを伝えたいと思ったから。 開始後の率直な感想: 訪日外国人は今まで、シンガポール、韓国、アメリカ、香港、中国、スペインの方が利用されていますが、みんな非常に満足してくれています。 また利用される方も、マナーを守る資質の高い人が多いと感じます。 しかしながら、民泊がまだ法的にグレーな領域にある為、もっと満足させてあげたい、日本文化をじっくり説明してあげたいすることができないと感じています。 規制緩和 今回民泊は許可制にする、7日以上宿泊に限定すると聞きましたが、外国人で1都市に滞在する平均日数は3-4日だと思います。 日程については再度ご検討いただけますようお願いいたします。 最後に 民泊を初めてから、外国の観光客と接する機会が増え、彼らにコンシェルジュ(質問に何でも答えるという意味)のような無償サービスを提供するうちに、日本のことを逆に勉強する機会が増えました。今後さらに海外の方に日本を知ってもらいたいと思います。 庶民とのふれあいの場である民泊の灯を消さぬようには非法律規制緩和のご検討をお願いしたく存じます。 以上、有難うございました。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、 、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280810042	27年11月29日	28年2月23日	28年8月10日	民泊制度の受け入れに伴う法整備に関して	私はAirBnbというWEBサービスを用いて、訪日外国人旅行者を受け入れるホストをやっております。まだまだ不動産所有・管理者の方には理解され難い部分もありますが、その中で同じ思いで、協力していただける方と現在、活動を活発にしております。しかし、その際に宿泊者から金銭の授受がある場合、現状の法では、「旅館業法」が適用される状態となっております。 私としては、 ・今後の日本の経済成長 ・訪日外国人旅行者が日本の文化を体感し、海外へ発信すること ・若者への雇用機会の提供 ・2020年の東京五輪での訪日旅行者の受け入れ等、数え上げればきりがありませんが、この現代の思想に追いついていない、既得権益に縛られている「旅館業法」の存在が、ホームシェアリングの活動をより一層、阻害していると考えます。 特に日本での若者は、戦争や内戦もなく、兵役もない島国に育ち、無条件降伏をしたことでの延長線上として右向け左を教え込まれた国だと思えます。 それにより、日本人独自の文化が衰えてきましたが、現代のハイパー消費社会の中で、クリエイティブな発想や、自分で雇用を生み出すこと、諸外国の異文化を受け入れることが難しくなっていると思えます。 この海外メディアからも注目されている日本の文化を「旅館業法」の適用が除外できる戦略特区を容認し、日本の発展のために尽力していただきたく、思います。 条件としては、 ・3泊以上(訪日旅行者の方で、このくらいが滞在の目安と感じています) ・20m2以上の床面積(このコンパウトな日本では25m2の確保は難しいのではないかと思います) ・戸建住宅の場合は所有者、集合住宅の場合は所有者または、管理会社(管理組合)の許可を必要とする条件を希望します。 以上	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。
280810043	27年11月29日	28年2月23日	28年8月10日	ホームシェアリングの未来についての意見	私は現在旅館業法に抵触しない方法として、宿泊料を1グループ10ドルという低額に設定し、その10ドルをMSP(国境なき医師団)に日本円に換算して寄付することとしています。 刑罰を免れるために、必要な資金の確保の努力を怠っている訳ですから、そのうちに貯金が底をつき、拙宅が老朽化して、老夫婦も体力的にゲストの受け入れが出来なくなるのは目に見えています。それまではホームシェアリングが続けられるよう、ホームシェアリング法の新設をお願い致します。 私は、旅館業法を改正するより、次のような理由で、ホームシェアリング法の新設が必要と思えます。 1)旅館業法の適用が必要な旅館、ホテル、簡易宿所、下宿の利用者は、営利を目的とする業者とは関係のない赤の他人です。一方、ホームシェアリングの利用者は、予め自己紹介を済ませたり、ほとんどが土産物持参の、知人となった利用者です。親類縁者や知人を宿泊させて旅館業の許可を都道府県知事等から受ける一般家庭はありません。その必要もありません。旅館、ホテル、簡易宿所、下宿を営む業者へAirbnb、WarmShawers、Cauthsurfingなどのように、予め詳しい自己紹介をする利用者はいません。現今のようにインターネットが世界中に普及した時代には、自己紹介を済ませた瞬間に、利用者はホストの知人となったと考えて良いのではないのでしょうか。赤の他人としての利用者には旅館業法を適用し、知人としての利用者にはホームシェアリング法を適用すべきではないでしょうか。 2)ホームシェアリング法では、営利事業とは考えられないような宿泊料の限度額を設定(例えば一人3,000円以下)し、また一泊の人数(例えば一施設6人以下)も設定し、それ以下ならば、都道府県知事等の許可は不要という案は如何でしょうか。 上記が設定できれば、拙宅のように小学校から10数メートルの至近距離でも、教育委員会の御意見を顧みずにも、ホームシェアリングを続けることが出来ます。 追加)余分なことのようですが、外国からのゲストを博物館、美術館、神社、仏閣等の有料の施設へ案内する機会が多く、案内者は見飽きるほど見ているのに、入場料を払うのが可成りの負担です。ゲストがバスポートを提示すれば、案内役の付き添いの日本人は、入場料を払わなくても良いような制度にして欲しいものです。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス、のあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810044	27年 11月30日	28年 2月23日	28年 8月10日	ホームシェアリングによるインバウンド受入れに関する規制緩和について	私は、札幌市郊外の一軒家で、Airbnbを利用してホームステイ形式で海外の旅行者の方々を家族と共におもてなししております(概ね1泊～4泊)。彼らとの交流を楽しみ、地元の情報を提供して旅のサポートをし、友人になって固に帰った彼らと、その後も本当に素敵な交流を続けていただいております。以下、そのような取り組みをすることになった背景と、それを踏まえてホームシェアリングに関する規制のあり方についてご検討いただけたらと考えています。 1.Airbnbでホームシェアリングをはじめた経緯 草の根の国際交流ができると感じ、自分自身の英語力向上や当時4歳の息子にとって異なる文化や言語に触れることがとても価値のあることだと感じて始めました。 2.Airbnbに魅力を感じている主なポイント 「世界中のどこにいてもホッとできる場所」というコンセプトや「個と個のつながりから世界を少しずつ近づける」といった考え方に魅力を感じており、下記のような社会的背景を踏まえた上で、地域で暮らす人々などに負担をかけたり歪みを生んだりしないような形で、社会に浸透していけばと考えております。 (1)観光立国の方針の下、オリンピックも見据えてインバウンドが増え、それに伴って圧倒的に宿泊施設が不足しており、今後も拡大が予想されます。 (2)インバウンドによる消費額が経済に与えるプラスの影響は非常に大きい。 (3)ホームシェアリングの浸透によって、高齢者が旅行者をおもてなしすることでの活躍できるといった期待もできる。 (4)ホームシェアリングでの有効利用が、空き家に関する課題解消の選択肢の一つにもなり得る。 3.ホームシェアリングに関する規制のあり方についての要望 (1)最低宿泊日数は7日ではなく2日が望ましい。 (2)一定の基準を満たしていることを国が認証する形などがあると望ましい。 フェイストゥフェイスのコミュニケーションがとれることが、安全性確保の観点から非常に重要と感じます。 一般市民が草の根の国際交流を深められることの価値は大きく、また子どもの頃からより自然形で異なる文化に触れて育つことができることが将来に与えるプラスの影響も非常に大きいので、そうした点も含めてホームシェアリングのあるべき姿をご検討いただけますようお願い申し上げます。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。	
280810045	27年 11月30日	28年 2月23日	28年 8月10日	最低宿泊日数の緩和と「民泊」のすみ分け	最低宿泊日数を現行の7日から2日に変更 7日も、そもそも個人旅行者の同都市滞在平均日数の需要にそぐわない 個人の家を開放するホームステイ型の本来の民泊に対する規定と、アパートの空室等に客を入れるホテル型の民泊に対する規定のすみ分け ホームステイ型の民泊では、空室対策、地域創生、高齢者の生きがい等に繋がっている。「観光立国」を目指す面と、民泊は最適な手段であり、経済発展に貢献している(ある仲介サイトでは、具体的な経済効果の数値を公表している)	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。	
280810046	27年 11月30日	28年 2月23日	28年 8月10日	規制緩和に対する要望	旅館業法及び用途地域の見直しが必要だと思います。 民泊の場合、1棟あたりの宿泊人数が最大で6名位では無いでしょうか一般の住宅と何の変わりも無いのに、何十人何百人も泊まれる旅館業法等の厳しい規制の中に入るのはおかしいのではないのでしょうか。 例えば、空き家を利用して、宿泊人数5人のゲストハウスを立ち上げようとするます用途地域で観光地に近く優良な住環境の場所では旅館ができない地域が多いです。しかし民泊の場合宿泊人数が少ないため一般の住宅と同じではないでしょうか。 消防においても全(同じです)自動火災報知器設備、非常照明、誘導灯、不燃壁と人数に関係なく大きな工費が必要で、保健所においてもこの5人の場合でももう1つ小便器を設置する必要があります。水回りは大きな工費が必要です。 特に部屋貸しの場合、一般住宅の設備で何ら問題ないです。 ホストには、衛生面及、消防の講習を受けさせ安全管理出来る、管理者認定制を設け、旅行者の安心を確保する義務を負わせる。 宿泊建物に、明解に公示-明示を行い近隣住民の安心を得られるようにする。施設名称、連絡先施設内容(シェアタイプ、1棟貸、スタイタイプ、利用人数等)を明示する。 多様な宿泊形態は、旅行の楽しさを、倍増させるものです。 よろしく申し上げます。	民間企業	総務省 厚生労働省 国土交通省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところですが、	旅館業法第3条 消防法第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置が求められているところで、民泊を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより慣れない火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置を行っていた方が必要だと考えられています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810047	27年 11月30日	28年 2月23日	28年 8月10日	民泊の許可と 制限	Airbnbホストです。 簡易宿泊所の許可も取得しながらも、Airbnbからも宿泊客の流入を得ています。 現在、議論が進められているであろう民泊については、幾つか制約をつければ、特段反対する理由 はありません。 幾つかの制約について、述べます。 -届出制 都道府県の許可制。 安全面や税制面など、行政でもある程度の把握が必要。 Airbnbのホストコミュニティなどを見ると、火災保険の仕組みや確定申告すら理解できていない輩 がわんさかいます。当然のことながら、行政の立ち入り調査も可能。 -安全面の指導 Must項目(例:消化器、避難経路、非常ベルなど)また、Nice to have(例:防災カーテン、非常用懐中 電灯等)などを明文化する。 シェアリングエコノミーの行き着く先は、とどのつまり「人の命」をどう守るか。 -対面必須 対面をすることで、問題になっているゲスト側の行き過ぎた行動を防ぐことは可能かと思われま す。国籍が異なるのが、何と云っても「人」です。所有物を「借りる」ことで、ゲスト側もホストに 会えば気持ちに抑制がかかるのは間違いありません。 対面ありになれば、ホスト側の「ホスト」としての意識もより高まり、「民泊」の「民」が活きた かんがえます。 他にも色々ありますが、文字数の制限もあり、ひとまずポイントと思われることを、つらつらと 列記しました。	個人	総務省 厚生労働省	旅館業法 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可 が必要です。 消防法 消防法令では、建物の火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置 及び防火物品の使用が求められているところです。	旅館業法第3条 消防法第8条の 3、第17条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち 上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省 住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取り まとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制 体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予 定です。 また、消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等 の設置及び防火物品の使用が求められているところです。民泊を営む場合には、例えば、施設 の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いること による出火のおそれが高まるなど、戸建住宅や共同住宅と比べて火災危険性が高まること が想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防 火物品の使用を行っていただく必要があると考えています。	
280810048	27年 11月30日	28年 2月23日	28年 8月10日	Airbnbホスト の生の声(規 制改革に関する 提案)	[1] Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけなぜ自分がAirbnbをすることになったか、 将来いざ家族が増えた時のために新築のセカンドホームを購入し、自分達が居住するまでの間、 海外の方々を迎え入れゲストハウスとして提供しようと思ったのがきっかけです。インターナショナル スクールに通う我が家の子供たちもまだ小さい時に多くの海外からのお客様と触れ合い刺激になって 欲しいというのがきっかけです。また、仕事上、日本を紹介する海外のテレビ番組のレポーターをして おります。日本を海外の視聴者に紹介する電波を通しての情報発信と、実際に訪日客と触れ合う「実 践」をすることによって、「おもてなし」の精神を一人でも多くの海外の方に伝えたいのです。 [2] 民泊の魅力何点か箇条書きで、Airbnbがなぜ魅力的か?何が楽しいか? ・Airbnbは世界中で利用しているトップポータルですので、国籍問わず多くの訪問客と触れあえる ・訪日客が楽しく、充実したステイをし、笑顔で日本を去る時が一番楽しい瞬間です ・言語力のブラッシュアップが出来る。外国語コミュニケーションが取れるようになるという要素が大き いこと。 [3] この先、ような環境が整っていたらさらに民泊を楽しんでできるか、政府に協力してほしい内容。 ・国際社会になりつつある日本で最大の弱点は一般の英語力の欠如です。訪日客もこの言語的な壁 に障害を感じています。1つでもコミュニケーションができる宿が増えたと訪日客も安心して日本に 来れます。ホテルでさえ通訳サービスを利用している宿泊施設が多い中、言語力を生かせるホストの 宿泊提供を制限することは日本にとっても痛手になります。規制の緩和は必須です。 ・最低宿泊日数を7日ではなく2日にしてほしい。せっかく遠く海外から来た旅行者に様々な日本を知 ってもらいたい。1宿泊先7日間の縛りを設けるのは日本にとって、長期滞在はむしろリスクであり(不法 就労の問題も発生するかもしれません)デメリットの方が圧倒的に多い。 ・近隣への配慮もふくめて届け出制度にしろてもらって国から認証カード発行してほしい。安全基準を満 たして税金も払うことで堂々とホストをしたい。ただし、規制が厳しい、あるいは許可が下りるまでの手 続きが遅いなど、障害があると安全をクリアした宿泊施設は伸びません。供給不足は依然として続く ことに危惧しています。	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可 が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち 上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省 住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取り まとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制 体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予 定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を 取得すれば、1泊から営業可能です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、 、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280810049	27年11月30日	28年2月23日	28年8月10日	民泊の規制に関する、事実と改善希望に対する提案	<p>民泊の魅力とその規制について 所感として民泊を実施する上での魅力は下記3点 1: 外国人旅行者に必要な宿泊先を提供できる 2: 異文化のコミュニケーション、語学学習となる 3: 外国に友人ができ、各国でお互いが助け合える</p> <p>1: 観光産業は世界各地から各地方にお金が落ちる裾野の広い素晴らしい仕組みにも関わらず、主要都市では宿泊先が足りず、その理由で高騰するホテルの宿泊にお金を使ってしまう現状があると懸念、期待される地方や各商社などにお金が落ちないであれば、最も早く効率的に宿泊先を比較の安価に提供する方法としての民泊は最適なサービスと考える。 また、民泊による収入源確保が期待される地方では情報や活動者の数が少なく、その活性スピードも中心都市から少し遅れを取る可能性がある。</p> <p>2と3: 国際言語である英語を、日本では使用する機会が少ないため、座学での英語は学んでいるとはいえず会話ができないという特有の国民の現状がある。近隣のアジア諸国の中でも日本の英語対話能力は劣ると言われている。民泊はこの点でも、直接の語学使用の機会提供となるため、高額の学習費用を支払うことなく、生の英語学習ができる点で、国民の語学力向上への寄与と捉えることができる。</p> <p>現在旅館業法上、規制が緩和されている地域でも、民泊の許される宿泊日数は7日以上であり、これは外国人旅行者の非常に限られた対象にしか当てはまらない。(大阪で18.4%未満といわれていた:日経新聞調べ)</p> <p>当然、上記のような規制は、民泊の犯罪利用の温床化を防ぐことや危機発生時(地震など)の旅行者の安全確保を最優先とした上で進めべきことだが、これを管理し緩和することで上記3つ以外の発生する利益(空き不動産の有効利用、商店街活性化など)も考えられるため全体最適が計れると考える。</p> <p>具体的には、 1: 最低宿泊日数を撤廃する(1泊から) 2: 地方は国による民泊の活性化と、同時に安全・衛生上のルールづくり 3: 近隣住民への国からの承認などを期待したい</p> <p>2: 国の関与により、地方への旅行者を増やしながらも、避難誘導やゴミの処理(民泊の多い地域に専門のゴミ捨て場を用意するなど)ルールを設置するなど 3: 近隣住民への理解を促すための、国からの民泊所認定とその通知許可証の設定など。</p> <p>国家利益を合理的に反映させた規制改革を期待します</p>	民間企業	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。</p> <p>なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。</p>
280810050	27年11月30日	28年2月23日	28年8月10日	ホームシェアリングの規制改革に関する提案	<p>【自身がホームシェアリングを始めた背景】 2015年5月に現職の関係で東京から大阪へ転勤となり、その2か月後に結婚しましたが結婚相手が東京在住の為、自腹で毎週帰京する生活を送っております(会社からの帰京支援一切なし)。週末大阪の賃貸物件を不在にしている間、帰京資金調達のためにAIRBNBを利用し、部屋を貸し出しています。</p> <p>また、自身が海外・国内旅行へ行(際もホテル代わりに利用しています、時にホテル以上のクオリティで低価格の宿泊サービスが叶うからです、まだ始めて間もないですが、トラブルに合ったことは一度もありません。(オークションのように、ホスト・ゲスト相互に評価制度有り)</p> <p>【問題点】 大家には物件を不在中貸している事実を伝えずらく、伝えられない(見知らぬ外国人が入りする、法律等でちゃんと合法になっていない為マイナスイメージが大きい) ・現在7日間以上の滞在を条件に規制があるが、実際は1泊~3泊のみで運用多(長期滞在は現状少数)</p> <p>【提案事項】 ・現状、7日間以上の滞在しか許容されていませんが、自身が不在にしている間に物件を貸している為、また他物件のスケジュールを確認すると大阪での7日以上の長期滞在は少数に限定されています。 ・滞在日数を1泊以上に許容していただきたい</p> <p>ホームシェアリングは現在ホストにとってはとても良い収入源となっており、またゲストにとっても 1. ホテルが満室の場合も宿泊先のチョイスが広がる (大阪は連休になる度に超高額のホテルしか空いていない状態) 2. 現地の人との交流が持てる というメリットがあります。</p> <p>今後どんどんホスト(家を買す人)が増えていくと思います。 実情に合った法整備をどうぞよろしくお願致します。</p>	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要。	旅館業法第3条	検討に着手	<p>民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。</p> <p>なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280810051	27年 11月30日	28年 3月14日	28年 8月10日	外国人向け 宿泊施設の 拡充に関する 旅館業法の 特例活用につ いて(民泊に ついて)	<p>[1] Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけ 数年前から東京出張の際にバックパッカーの宿に泊まっていた。 最初は安いからという理由でしたが、日本国内にいながらして様々な国の人と話ることが出来、日本に居ながらにして異文化交流することが出来たのが、とても新鮮でした。 京都でもやりたいと考えていましたが、初期投資の高さや規制などが分らず、出来ませんでした。また、ここ数年、人口減少問題に強い関心を抱き、まちづくり活動などに参加してきました。 さらに、新築推進から中古住宅の流通や建て替えへの政策変更に時間がかかりそうで、2030年には空室率は30%程度まで上がるのでは?と考えています。 そんな中でAirbnbを知り、元々の異文化交流をしてみたいということと、上記の問題を解決出来るのでは?と考え、民泊を始めました。</p> <p>[2] 民泊の魅力 なんといっても、世界中の人と知り合うことが出来、異文化交流ができることです。 私はほぼすべての人を飲みに誘い、4割位の人と飲みに行っています。 地元の人しか行かない店に連れて行き、地元の人と話してもらっています。 ホテルに宿泊していたら知り得なかった、この体験が日本で最も強い印象に残ったと行って(れる人も多)いです。 私も民泊をしていなければ知り得なかった人たちと知り合うことが出来、また地元の人も様々な文化に触れて、民間外交の一助になっていると考えています。</p> <p>[3] この先、ような環境が整っていたらさらに民泊を楽しんでできるか ・最低宿泊日数を7日ではなく2日にしてほしい!! せっかく遠く海外から来た旅行者に様々な日本を知ってもらいたい。多くの人は日本国内にトータル7日間以上滞在し、そのうち京都には2日から5日程度が多い、1泊泊先7日間の縛り設けるのは日本にとってデメリットの方が圧倒的に多い。 ・近隣への配慮もふくめて届け出制度にしろもらって国から認証カード発行してほしい!! ・民泊を世間に広げるために民泊大使を毎年任命してほしい!!</p>	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省・住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。
280810052	27年 11月30日	28年 2月23日	28年 8月10日	シェアリング サービスAIR BNBについて	<p>私がAirbnbを通じて民泊をはじめたきっかけは親が残した不動産物件の有効利用としてです。現在の東京のホテルは稼働率90%以上となっていて、海外の友人や仕事で海外からのお客様を日本に呼ぶ際に、みんな声を揃えて「東京はホテルが取れない、ハイシーズンは予約が数ヶ月前から埋まっていて旅行や仕事で行く時に毎回非常に苦労している」と言います。 民泊の魅力として、世界中に友達ができて定期的に遊びに来てくれるようになりました。自分がその国に旅行する時、彼らも私を友達のようにもてなして家に泊めてくれたりして(れるのが一番楽しいです。 この先、このような環境が整っていたら、海外からの旅行者にさらに民泊を楽しんでもらえると思います。 ・最低宿泊日数を7日ではなく2日にしてほしいです。せっかく遠く海外から来た旅行者に短期滞在でも様々な日本を知ってもらいたい。現在の東京特区に優遇される「宿泊7日間」の縛り設けるのは日本にとってデメリットの方が圧倒的に多いと思います。 ・近隣への配慮もふくめて届け出制度にしろもらって国から認証カード発行してほしい。 ・安全基準を満たして税金も払うことで堂々とホストをしたい。 ・民泊を世間に広げるために民泊大使を毎年任命してほしい</p> <p>現在、厚生労働省でも「民泊サービスのあり方検討会」を実施していますが、未だ日本では自宅の空き部屋を仲介して旅行者に貸すサービス(民泊)は、旅館業法に違反していると言われます。ですが、シェアリングサービスのマッチングサイトとしてAIR BNBは旅行者を助ける世界的に認められる素晴らしい企業だと思います。また、シェアリングエコノミーは共有経済と言われますが、日本でも今後はもっと私有経済だけではなく共有経済を促進してほしいです。 以上、ご検討の程、どうぞ宜しくお願いします。</p>	個人	厚生労働省 国土交通省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省・住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280810053	27年11月30日	28年2月23日	28年8月10日	最低面積に関する規制	日本人の住環境を守ると言う点でも、ワンルームを活用することを考えた方がいいと思います。現在、様々な要因でワンルームマンションが多数建築されています。在庫でも十分あるのに、さらに供給圧力をかけて行くこととなります。2.5平米以上のみの民泊に開放すると、2.5平米以上の部屋は賃料上昇圧力がかかると考えられます。反対に、2.5平米以下は賃料下落圧力がかかると思います。そうすると、日本に住む人は広い部屋に済めず、狭い部屋にすまなければならないと言う状況が生まれてしまうと思います。	個人	厚生労働省	御指摘の面積基準2.5㎡は、国家戦略特別区域法に基づく旅館業法の特例措置として行われている事業の面積基準です。	旅館業法第3条	現行制度化で対応可能	旅館業法許可を受ける場合、平成28年4月より、宿泊者数10人未満の簡易宿所営業の場合は、1人当たりの延床面積が3.3㎡以上であれば許可を取得可能です。	
280810054	27年11月30日	28年2月23日	28年8月10日	Airbnb規制は「ホームステイ型」と「物件ビジネス型」の二つの区分を作るべき	「ホームステイ型」自宅に外国人を招き、もてなすことを主目的としている 「物件ビジネス型」マンションを購入または賃貸し、Airbnbを通じて観光客の滞在先として提供し対価を得るビジネスを主目的としている 現在、不動産業、観光業、ホテル業界、近隣住民などから抗議が出ているのは、「物件ビジネス型」に地方、郊外での「ホームステイ型」を推進すれば運営を目的にした移住者も増え、空き家対策、地域経済活性化の一手ともなりえる。 「ホームステイ型(A区分)」「物件ビジネス型(B区分)」とカテゴリーを分け、緩和と規制を設ければよい。 A・ホームステイ ・同居を必須とする ・一人一軒(または2-3軒)のみ貸し出せる ・滞在期間に制限は設けない ・個人では限界のある改修や設備を求めない B・物件ビジネス ・外国資本の禁止 ・設備・登録などの規制により個人での運営を事実禁止する	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280810055	27年11月30日	28年2月23日	28年8月10日	airbnbを日本でも広めてください	<p>提案の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 「airbnbのグリーンイメージを払拭し、ホストもゲストも安心して堂々と楽しく自由なスタイルで旅やコミュニケーションを楽しめる土壌を作してほしい=公に認めてほしい」 「民泊最低7日は現実からすると長すぎるので、1泊からしてほしい」(ゲストには、色々な場所に少しずつ泊まって日本の様々な土地や人々や住まいを体験したいという方が多いです) 「部屋の広さ26平米以上という制限はなくてほしい」(私たちが貸している部屋は21平米ですが、泊まったゲストは日本の狭いビジネスホテルよりとても快適で居心地が良い、さらに安い、と喜んでくれています) 「安全面：衛生面のチェックについては何かしらのサポートがあるとうれしい」(今まで約20件のゲストが来て特にトラブルはありませんが、サポートがあると安心です) <p>提案理由(airbnbをやって気付いた点、よかったと思う点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「築70年の家を見て替えてアパートにし、その2室が賃貸で埋まらなかったため軽い気持ちでairbnbに登録してみたら、あっという間に2か月先まで予約が埋まり驚いた。明らかに需要があると感じました」 「日本に来たいという海外の方と日々直接コミュニケーションすることで「日本人」としての自覚・誇りが自分の中に産まれました。色々なことを聞かれるので、日本のユニークなところ、素晴らしいところを伝えよう自分でも調べようになりました」 「同じアパートに住む両親(海外経験全(なし)も、最初は入れ代わり立ち代わりくるゲストに尻込みしていましたが、最近はおもしろい英語であいさつをしたり、アパートに日本風の飾りつけをしたり、楽しんでます。いい刺激になっているようです。何より、自分たちが昔から住んでいた土地がこんな風に世界中の方に訪問されること、思いがけない副収入を生んでいることに喜んでます」 「性善説に基づいた自己責任でオープンな、とても未来的なコンセプトで成り立っているので最初はとても自分でも抵抗がりましたが、それはゲスト側も同じだと感じます。双方がお互いを尊重しあい喜びあうということを体感できる素晴らしいシステムだと心から感じます。ゲストも同様のことを言っています」 <p>ぜひ、日本だけこの流れに取り残されないように、それどころか一番スマートに民泊を運営できる国になってほしいです。</p>	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。 また、旅館業法許可を受ける場合、平成28年4月より、宿泊者数10人未満の簡易宿所営業の場合は、1人当たりの延床面積が3.3㎡以上であれば許可を取得可能です。
280810056	27年11月30日	28年2月23日	28年8月10日	既存の旅館業法の改善による民泊許可の追加	<p>当方はAirbnbというサービスを通じて民泊サービスを提供しているものです。</p> <p>[1] 現行の旅館業法に、民泊の枠を追加してほしい。 消防設備などの安全装置と定期的な清掃等の清潔基準を設ければ日数にかかわらず民泊を許可する法律に変更すべき。じゃないと実状にあわない。また現状の改正案である7日以上というのは実際の民泊の実状に合わず、意味がないので撤廃してほしい。また、その条項にはトイレの個数の制限は必ずようにする。</p> <p>[2] 付近の住民への配慮をさせるように。 付近の住民に迷惑をかけてまで民泊すべきではない。町内会等に協力を求め、付近の住民の苦情窓口をAirbnb管轄のもと必ずホストに設けさせるようにし、住民の苦情にホストが応じない場合は保健所を通じてホストに連絡がいくようにするなど、具体的な罰則を設ける。 ...</p> <p>Airbnbによる経済効果は2000億円以上とも言われ、日本中のホストが直接外貨を受け取ることが出来る非常に素晴らしい結果をもたらしているとともに、日本に旅行に来る外国人の増加にも寄与し、それによる日本各地の観光地への経済効果も副次的に生み出しています。</p> <p>何卒宜しくお願い致します。</p>	個人	厚生労働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、関係省庁(国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取りまとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を取得すれば、1泊から営業可能です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810057	27年 11月30日	28年 2月23日	28年 8月10日	ホームシェア リングにおけ る規制緩和に ついて	私は、帯広市内で一番古い商店街の古い一軒家を改装しAirbnbを利用してホームステイ形式で海外 や日本の旅行者の方々をホストとして迎えております。 これは地方都市特有の街中空洞化現象を解決できることができかもしれないと思い今年の春から導 入しました。 以下、そのような取り組みをすることになった経緯とホームシェアリングに関する規制について検討いた だける点を提案します。 1.ホームシェアリングをはじめた経緯 自分は約40年前に帯広の駅前に当時の大学生を中心としてバックパッカーたちを無料で泊めるテン ド「カニの家」を子供の頃に見ていました。 その後、地元を離れ人生の半分以上を首都圏で過ごし50歳でリターン。 故郷に帰還しができることはないかと過疎化した中心街で飲食店を始めました。 そこでお客様として来られたのが40年前にカニ族として帯広に滞在していた団塊の世代のリタイア組 の方達でした。 学生の頃に受けた帯広での「もてなし」の感謝を口にするのです。 この「恩」をまた別の形でしかも国際的に出来るのがこのシステムだと確信しました。 2.Airbnbの魅力 ネットの利用でしかも金銭や個人の保証も間易的に出来、個人のホスト能力を発揮することで運営で けることが最大の魅力です。 3.ホームシェアリングに関する規制についての要望 最低宿泊日数は7日ではなく2日が望ましい。 お客様とのコミュニケーションが密にとれることが、安全性確保の観点からも特に重要だと感じます。 外国からのお客様のみならず日本各地から来たお客様を市民レベルで「地元の住まい方でもてなす」 ことが未来の観光資源になると確信します。 このような点も含めてホームシェアリングの規制緩和をご検討いただけますようお願い申し上げます。	個人	厚生労 働省	一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合 も、旅館業法に基づく許可が必要です。	旅館業法第3条	検討に着 手	民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立 ち上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、関係省庁(国土交 通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報告書が取り まとめられました。この報告書に基づき民泊サービスが適切に推進できるよう、類型別に規制 体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を提出予定 です。 なお、旅館業法においては、最低宿泊日数を規定していないため、旅館業法に基づく許可を 取得すれば、1泊から営業可能です。	
280810058	27年 12月2日	28年 1月27日	28年 8月10日	旅館業法、ホ テル建築規制 条例の規制 緩和	[内容] ホテル定義の規制条例を一部緩和(ダブルベッド設置数の制限やシングルルーム設定数、ロビー の解放・自由な出入り等)し、一般ホテルの進出を容易にする。 建築確認申請の簡略化で建物の用途変更を容易にし、既存建物(病院、学校、オフィス等)からホ テルへ活用しやすくする。 宿泊施設整備の規制を緩和(旅館業法)し、一般家庭の空室有償宿泊やマンションのホテル転用 など「民泊」を特区扱いでなくとも拡大しやすくする。 [理由] 、ホテル不足の早急な解消 訪日観光客の宿泊施設不足の解消、および異文化コミュニケーション、日本人の外国人との交流 機会向上が図れるため	(一社)全 国空港ヒ ル協会	厚生労 働省 国土交 通省	旅館業の営業を行うには、旅館業法に基づき、ホテル営業、旅館営 業、簡易宿所営業及び下宿営業のいずれかにより許可を取得する必 要があります。ホテル営業の許可を取得するには、1客室の床面積等 の構造設備基準を満たす必要があります。 建築基準法第87条の規定により、建築主は、建築物の用途を変更 して第6条第1項第一号の特殊建築物(ホテル含む)のいずれかとする 場合は、建築主が用途変更後の建築物の計画に係る確認の申請書を 提出して建築主事等の確認を受けなければならないとしています。 一般の住宅を活用して有償で繰り返し宿泊サービスを提供する場合 も、旅館業法の許可が必要です。	旅館業法第3条 第1項、第2項 建築基準法第87 条	事実誤 認 対応不 可 現行制 度下で対 応可能 検討に着 手	お求めの「ダブルベッド設置数の制限やシングルルーム設定数、ロビーの解放・自由な出入 り等」については、法令上規制しているものではないため、条例における規制の可能性があり ます。 建築確認は、個々の建築物が法令の定める基準に適合して建築等されるよう、計画の適法 性をチェックするものであり、法の実効性を担保し、建築物の安全性を確保するための手段で す。 したがって、一律に手続きを簡略化することはできないと考えますが、用途変更を含む既存 ストックの活用は、重要な政策課題であることから、具体的な支障を明確にしたうえで、再提 案していただければと思います。 平成28年4月1日に簡易宿所営業の営業許可を受けられるための構造設備基準が一部緩和され ています。 また、民泊に係るルールのあり方については、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共 同で立ち上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、関係省庁 (国土交通省住宅局・消防庁・警察庁)も加え、幅広い観点から検討し、平成28年6月最終報 告書が取りまとめられました。この報告書に基づき、民泊サービスが適切に推進できるよう、類型 別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、本年度中に法案を 提出予定です。	
280810060	28年 1月28日	28年 2月9日	28年 8月10日	アメリカの美 容師免許を、 日本美容師 免許に書き換 え認可して頂 きたい。	日本の美容業界では、現在人材不足、離職者問題や若者離れ懸望率低下美容学校卒業者が、有名 店志望に備る中、幅広く新たなグローバルな感性豊かな美容の層の子女受け入れ緩和で、次世代 の教育、美容界活性化を図っていたため、日本人で海外美容師免許の書き換え緩和を要請をしてい ただき、雇用がしやすい環境改善をしていただけますように嘆願をお願いします。	民間企 業	厚生労 働省	美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならないこと とされています。	美容師法第6条	対応不可	米国と日本では技術が異なる上、米国の資格は技術面に着目した資格と認識しています が、日本の美容師資格は技術だけでなく、日本の関係法令や衛生面等の知識の習得を含めた 資格であるため、日本国内で美容を業として行うためには、日本の法令に基づく美容師の免許 を取得していただく必要があると考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、 、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810061	28年 1月29日	28年 2月9日	28年 8月10日	アメリカ美容師免許の日本美容師免許への書き換えについて	海外で美容師免許を取得した友人が、帰国をして日本で美容師として働こうと考えているのですが、取得した免許が日本の免許への書き換えを認められておらず、すでに技術や知識としては身につけている内容を再び時間をかけて学びなおさなければならないという制度上の壁に阻まれ、困っています。 海外で取得できる資格と日本の対応する資格とは、内容上の細かな差はあるでしょうが、それは、同じ日本の資格であっても、それを所持していることが保証する当人の技術と知識の高さについて、言えることです。つまり、海外で資格を取得した者で、日本の対応する資格を持っている人々の平均的な技術・知識レベルを上回る者は少なからず存在すると考えられます。 もしその海外資格取得者が日本人であった場合、日本国の優秀な人材が海外へ流出することになります。また、日本の資格取得者の平均レベルを上回る人材が資格の書き換えを認められないということは、日本の資格の平均レベルを上げる機会を逃すことにもなります。 友人は自分の技術と知識に確かな自信があるため、このような不条理に困惑しています。 そこで、海外の美容師免許の無条件の書き換えは不可能かもしれませんが、大学の編入試験のような、なんらかの条件付きの資格書き換えの制度を制定していただけないでしょうか。特に、友人の取得したアメリカの美容師免許の書き換えについて、これが、今回提案したいことです。 高い技術をもつ日本の人材が日本で働けないというのは、合理性からいっても、感情的にも、日本にとって、憂うべきことです。ぜひご検討いただけたらと思います。	個人	厚生労働省	美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならないこととされています。	美容師法第6条	対応不可	米国と日本では技術が異なる上、米国の資格は技術面に着目した資格と認識していますが、日本の美容師資格は技術だけでなく、日本の関係法令や衛生面等の知識の習得を含めた資格であるため、日本国内で美容を業として行うためには、日本の法令に基づく美容師の免許を取得していただく必要があると考えています。	
280810062	28年 1月30日	28年 2月9日	28年 8月10日	アメリカ美容師免許の書き換えにおける、規制緩和をお願い致します。	私はカリフォルニア州におけるコスメトロジーライセンスを取得しているものです。こちらは、日本における美容師、エステティシャン、ネイリストを包括した資格に相当します。私は日本にて、青山学院大学経済学部経済学科を卒業し、5年間資生堂販売株式会社に勤めましたが、もともと日本の専門学校には通っていないため、メイクのみならず、ヘア、ネイルに関しても学び、トータル美容を身につけたい、それと同時に語学力も高め、国際的な視野を持ったアーティストになりたいという思いでアメリカ美容留学を決意致しました。 それから1年半、1600時間の出席という条件を満たし、アメリカ美容師免許の試験に挑戦し、やっとの想いで資格を取得するにいたりました。 ですが、私のように日本で美容師免許がないものが、海外で免許を取得し、そこで学んだ技術を日本で活かそうと試みても、帰国したらまた一から美容学校に通わなければならない。膨大な時間とお金を無駄にしてしまいます。すでに30歳になるという私にとって、日本での美容師免許取得にかかる2~3年という時間は、大変大きく、アメリカで学んだ技術、身につけた感覚を日本に持ち帰り、日本の美容業界に貢献したいと考えているようにも、資格がないことによりそれが叶わず、帰国を足踏みさせてしまう大きな原因となっています。 私のみならず、大きな決断をして海外に羽ばたき、感性を高め、国際色豊かな感覚、技術を身につけた実力のある美容師はみな、そのような時間をわざわざかけてまで日本の美容業界に貢献しようとは思わないのではないでしょうか。私は、それが日本人の高い技術の海外流出につながっていると考えます。 たとえ完全に書き換えが出来ずとも、時間数の免除でしたり、アメリカで資格を取得し、その後2年間サロワークを経験したものは国家試験を受ける権利を与える、などの規制緩和が必要なのではないでしょうか。海外の免許が書き換えできるようになることで、日米間で美容学校間での競争も生まれ、日本の美容学校の質も高まる、と考えます。 日本の美容業界発展のため、海外で高い技術、多様な感性、語学力を身につけた人間を迎え入れるシステムの導入を願います。 よろしくお願いたします。	個人	厚生労働省	美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならないこととされています。	美容師法第6条	対応不可	米国と日本では技術が異なる上、米国の資格は技術面に着目した資格と認識していますが、日本の美容師資格は技術だけでなく、日本の関係法令や衛生面等の知識の習得を含めた資格であるため、日本国内で美容を業として行うためには、日本の法令に基づく美容師の免許を取得していただく必要があると考えています。	
280810063	28年 1月31日	28年 2月9日	28年 8月10日	美容師免許の規制緩和	アメリカに留学し、美容について専門的に勉強している友人が、日本で資格を得るにはまた学校に入り直さなくてはならないと知った。 それは個人にとって準備も含めて不利益な時間であると思う。 美容師免許を海外での経験を考慮した上で、国内で取得できるようにしてほしい。	個人	厚生労働省	美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならないこととされています。	美容師法第6条	対応不可	米国と日本では技術が異なる上、米国の資格は技術面に着目した資格と認識していますが、日本の美容師資格は技術だけでなく、日本の関係法令や衛生面等の知識の習得を含めた資格であるため、日本国内で美容を業として行うためには、日本の法令に基づく美容師の免許を取得していただく必要があると考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280810064	28年 2月1日	28年 2月25日	28年 8月10日	美容師資格 の規制緩和	海外で美容師資格を得た者に対して、日本での免許取得の際に書き換え又は就学期間の一部免除を認めてください。 すでに海外で資格を持ち、日本だけでは学べないであろう幅広い知識を得て帰国子女してきた場合に、受験に特化したカリキュラムに3年という長い時間を費やしたくはありません。学費は高額、経済的にも困難です。私たちは少なくとも理化学や人体構造など世界で共通する知識を得ています。免許取得までの時間の認可や免除は、より早くこの国に利益をもたらす国際的視野と技術をもった人間のために認められるべきだと思います。日本でもアメリカでもお金を頂ける技術は学校ではなく現場で学びます。アメリカでは最短10ヶ月の就学で受験資格が与えられます。できる人間は就学期間に足を引っ張られることなく伸びていきます。 私は日本では資格がないとみなされ、厳密に言えばサロンでは掃除や洗濯しかできない立場です。通信課程の3年が2年になるだけでも泣いて喜びます。日本人として海外での経験を活かせることは国際的視野のある日本の美容界繁栄とよりよい経済の循環にもつながると思います。それゆえに規制緩和の見直しを検討して頂きたいです。	個人	厚生労働省	美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならないこととされています。	美容師法第6条	対応不可	米国と日本では技術が異なる上、米国の資格は技術面に着目した資格と認識していますが、日本の美容師資格は技術だけでなく、日本の関係法令や衛生面等の知識の習得を含めた資格であるため、日本国内で美容を業として行うためには、日本の法令に基づく(美容師の免許を取得していただく必要があると考えています。
280810065	28年 2月2日	28年 2月25日	28年 8月10日	日本における アメリカ美容 師資格の許 可免除の提 案	アメリカ美容師免許を日本でも許可免除できるよう規制変更のご検討をしていただきたく提案いたします。 最近、友人がアメリカで美容師資格を取得しました。しかし、日本の美容師資格はアメリカでは許可されますが、アメリカの美容師資格は日本で許可されないという、彼女は規制改革を提案している最中です。私は以下の理由により彼女に賛同し、提案させていただきます。 1.海外で学んだ技術・知識・経験が日本で生かされるべきである。 現在、私は仕事でアメリカに赴任していますが、そこではグローバルでの知識や経験、考え方など多くの財産を築くことができていると実感しています。しかし、私を含め多くの駐在員が日本に帰任した際にそれらを活かせるポジションが多くないことに不満・不安を感じており、同時に「もったいない」と感じています。彼女(美容業界)の場合も同様で、アメリカでしか学べない貴重な財産を日本で十分に活かせるように制度が整備されるべきだと思います。 2.海外で学ぶ人がもっと増えるべきである。 アメリカで美容を学びたいと思う人は多いはずが、アメリカの美容師免許が日本で許可免除されないようであれば渡米することを断念する人が多くなることは容易に推察されます。グローバルで学び、活躍できる人材は当該業界のみならず日本全体に対して新たな知見をもたらしてくれるはずですが、ますますグローバル化が進む中で、海外で学ぶ人を増やすこと、そしてそれを活かす場を作ることには必要不可欠であることは明白です。日本および日本の美容業界の国際的な発展のためにも美容師資格の許可免除における規制緩和についてご検討いただければ幸いです。	個人	厚生労働省	美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならないこととされています。	美容師法第6条	対応不可	米国と日本では技術が異なる上、米国の資格は技術面に着目した資格と認識していますが、日本の美容師資格は技術だけでなく、日本の関係法令や衛生面等の知識の習得を含めた資格であるため、日本国内で美容を業として行うためには、日本の法令に基づく(美容師の免許を取得していただく必要があると考えています。
280810066	28年 2月2日	28年 2月25日	28年 8月10日	海外大学など で取得した免 許を日本に帰 国後に使える ようなシステ ムの構築を希 望	アメリカの大学で美容技術を勉強し、美容師の免許を取得しました。 技術などはしっかりと磨き、英語でのコミュニケーションを取る事も出来るのですが、日本に帰国し、その技術を使って美容師として働くとしても、日本では、免許を書き替えるようなシステムがなく、日本で再度、2年間学校に通わなければ、資格をもらう事が出来ません。 せっかく日本で語学を勉強して、海外で免許を取得して、美容技術のみならず英語でのコミュニケーション能力を取得したにもかかわらず、帰国後、美容師免許がないためにそれをすぐに活かすことができず、再度、費用を捻出して学校に行かなければならない事は、貴重な人材を失う事になると考えます。現在の状況では、日本の経済発展や、美容業界の発展に貢献することが難しいです。 せめて、海外で免許(資格)を取った方が、日本の学校に再度行かずして免許を取れるシステムが出来れば、日本の美容業界の国際化にもつながるのではないのでしょうか。 「免許を取る為の試験が受けられる」などの時代に即したシステムの構築を強く希望します。	個人	厚生労働省	美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならないこととされています。	美容師法第6条	対応不可	米国と日本では技術が異なる上、米国の資格は技術面に着目した資格と認識していますが、日本の美容師資格は技術だけでなく、日本の関係法令や衛生面等の知識の習得を含めた資格であるため、日本国内で美容を業として行うためには、日本の法令に基づく(美容師の免許を取得していただく必要があると考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ・規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 ・再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 ・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810069	28年 2月13日	28年 2月25日	28年 8月10日	アメリカ美容師免許を日本でも活かせるよう、美容師免許書き換えにおける規制緩和をお願いいたします。	私の娘がアメリカのロサンゼルスに渡って約一年半が経とうとしています。今まで独学で培った英語力と、努力でアメリカでの美容全般のライセンスを取得し、アーティストとしてのセンスを日々磨いております。今アメリカでやれている事が帰って来ても同じ様に出来るのなら、直ぐにでも帰って来よう。しかしながらアメリカのライセンスを持っていても日本では認可されていない為、同じ今の位置に立つためにまた初めから、しかもアメリカよりも長い時間と大変なお金を掛けなければならないのです。また、こちらでもやっとの思いで娘と息子に大学を卒業させたため、これ以上の援助を娘にしてやることは難しく、美容学校に改めて通わせる資金をすぐに用意することができません。 アメリカ美容師免許をもち、経験を積んだ美容師に対し、日本での免許を取得するにあたり、時間数の免除や、学校に通い直さなくても国家試験を受ける権利等を与える規制緩和をお願いできないでしょうか。 海外で培った腕を持った人達の力は宝だと思います。でなければ、日本で美容師免許を取得した人達が海外に学びに行かないでしょう。日本国内で活躍している人達の殆どが海外で何かしらの学んだ方達なのです。若いものだからと30歳を目前にしている娘に向かって世のシニア世代の方々は何に口にするでしょう。今から日本の美容師資格をとってからも遅くはないと、しかし、そうすることが本当に良いことなのでしょうか？ 即戦力となる腕を持ちながら態度無駄な時間とお金を使う意味が何処にあるのでしょうか？ 資格を得るまでも何も出来ないのなら皆さんはどちらを損なうでしょうか？ 間違いない(海外での生活でしょう。美容業界の発展の為に戦力者を、美容業界に新しい風を夢や希望を持った若者を海外に奪われているのに何もせずにいるのは悔しくてなりません。どうかお願いします。これからの美容業界の発展の為に夢や希望を持っているにも関わらず帰国してもその腕を奮うことが儼然としない若者達が帰国する事にさえ意味を無くしてしまっています。日本人の繊細な技術力に海外で磨かれたセンスが加われば美容業界は発展すること間違いありません。これからの日本の若者の為と美容業界の発展の為に手を離さず手離さないで頂きたいのです。是非、美容師資格の規制緩和をどうぞお考え頂きたくお願い申し上げます。	個人	厚生労働省	美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならないこととされています。	美容師法第6条	対応不可	米国と日本では技術が異なる上、米国の資格は技術面に着目した資格と認識していますが、日本の美容師資格は技術だけでなく、日本の関係法令や衛生面等の知識の習得を含めた資格であるため、日本国内で美容を業として行うためには、日本の法令に基づく美容師の免許を取得していただく必要があると考えています。	
280810070	28年 3月18日	28年 4月13日	28年 8月10日	規制改革に関する第3次答申に対する要望書(理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し)	1. 掲題の答申中、「(3)理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し」においては、今後の理美容業の在り方に関する規制緩和に関して、「国家試験及び養成施設の教育内容」が1つのテーマとして挙げられている。 2. 当社は、このテーマに関する規制緩和の方向性として、「理美容の施術資格の細分化実現に向けた検討」を加えて頂くよう要望する。具体的には、以下の通り。 (1) 答申中、「イ 理美容業の在り方に係る規制の見直し」の「d 国家試験及び養成施設の教育内容」の検討において、現行の美容師・理容師のような総合的資格を維持しつつ、近年の消費者ニーズに対応するため、より細分化された技術資格の創設に向けた理美容師法の適用業務の見直しをテーマとすること。 例えば、まつ毛エクステンション、アイブロウトリートメント、およびシェービング施術に代表されるパーツ美容サービス(顔や身体の気になる部位だけを対象に施術する専門美容サービス)に関しては、現在、これら施術が可能な資格は美容師(まつ毛エクステンション、アイブロウトリートメント)または理容師(シェービング施術)となっている。 このようなパーツ美容サービスについて、これら総合的な資格のみで画一的に規制する現状を改め、サービス毎に必要な知識・技能を確保する個別資格の創設この個別資格取得者を育成する教育システムの構築の実現を検討する。 この場合、現在の美容師・理容師の養成カリキュラムにおいて、各パーツ美容の施術者となるための必修科目を予め設定し、これら科目の単位取得者は、全てのカリキュラム課程を修了しなくても、パーツ美容サービス専門施術者としての個別資格は取得できる制度とする等が考えられる。 このような制度設計を通じて、パーツ美容サービスの施術者を志望する人々の資格取得への門戸を広げ、就業機会の増加につなげること、および確かな技術を有するパーツ美容サービス施術者の増加による、消費者の安全の担保と多様化が進む美容ニーズの一層の充足を図ることを目指すべきである。 なお、米国や韓国では、以上のような細分化された美容資格制度がすでに実現していることを申し添える。 (2) 上記「d 国家試験及び養成施設の教育内容」において示されている、意見聴取の場においては、上記パーツ美容サービス業者からの意見も聴取頂くこと。 以上	ピアス株式会社	厚生労働省	理容師は、理容師法第1条の2において、理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることであり、理容師とは、理容を業とする者をいい、理容所とは、理容の業を行うために設けられた施設と定義しています。 また、理容師法6条において、理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならないこととしています。 美容師は、美容師法第2条において、「美容」とは、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることであり、「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を行う者をいい、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設と定義しています。 また、美容師法6条において、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととしています。	理容師法第1条の2及び第6条、美容師法第2条及び第6条	対応不可	御要望の意図が不明ですが、理容師又は美容師は、技術だけでなく関係する法律等も含め、体系的に学んでいるため、衛生的で安全な業務が行えるものと考えます。業務内容ごとに細分化し、それぞれの業務を資格として取得させることは、公衆衛生上適切な規制とは考えていません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280810071	28年 3月22日	28年 4月13日	28年 8月10日	公衆浴場施設における家族風呂の規制緩和	公衆浴場施設では男女混浴が禁止されているため、旅館のように個室の家族風呂を設置することができない。しかし家族やカップルなどであれば一緒に利用しても問題なく過剰の規制と思われるので、家族風呂は可とすることを提案する。	個人	厚生労働省	公衆浴場法第3条に基づき、営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温および清潔その他の入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならず、これらの措置の基準については、都道府県(保健所設置市、特別区がある場合はこれらの自治体)が条例で定めることになっています。	公衆浴場法第3条	事実認識	浴室を男女別に設けることについては、公衆浴場法第3条第1項に定める必要な措置と考えられています。なお、これについては、一般的な浴室等の使用を前提としたものであり、家族風呂等の設置を認めない趣旨ではありません。ただし、自治体によっては、条例等において規制している場合があります。	
280810072	28年 4月18日	28年 5月16日	28年 8月10日	放射線医学物理師としての国家資格化の要望	放射線治療をはじめとして、高度な放射線医学には医師だけでなくコメディカルを含めたチーム医療が欠かせません。そのなかで現在の高度な放射線治療には治療計画、投与線量の検証と評価、治療装置の導入から日々の管理までの重要任務を現在の認定資格である医学物理士や放射線技師が担っています。放射線技師は日々の患者さんの診療後や合間に上記の仕事を行っていますし、医学物理士は医師に対する助言も行ったり多大な責任を負っています。そのため、チーム医療の負担軽減や任務の明確化のためにも、高度な放射線医学には物理的な側面と医療とを理解した医学物理士を新たに放射線医学物理師として国家資格医学士として認定していただくことで、国民の健康推進にもつながると考えます。ご検討よろしくお願いいたします。	個人	厚生労働省	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第2条第3項において、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者として、診療放射線技師の資格が定められています。	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	対応不可	規制改革推進にかかる政府方針により新たに業務独占資格を創設することについては慎重に検討する必要があるとされており、業務独占資格の創設にあたっては、その必要性を十分に検証する必要があります。 医療は、人の生命、身体に関わるものであるため、その業務は当該業務に必要な知識及び技能を身につけた有資格者により行われることが原則です。 医学物理士が行うこととされている業務は、その業務中に患者の生命、身体の安全に影響する医療に係る業務が予定されていないことから、国家資格化により、医業を行うことを認める必要はないと考えます。	
280810073	28年 4月21日	28年 5月16日	28年 8月10日	医療機器産業の成長戦略としての規制改革、医理工連携、産学連携の促進と医学物理士の国家資格化を要望	最先端の科学技術の粋を集めた放射線治療は大きな発展を遂げ、世界のがん患者の約半数に使われています。一方で、我が国の粒子線治療装置は昨今、輸出が輸入を上回っており、今後、世界を相手とした医療産業の成長として高成長が期待されています。 医療機器開発のためには産学・医理工連携が重要ですが、臨床で技術として改善していくことも車の両輪のように大切です。そのため、薬事審査のみならず保険収載の審査において、医療産業としての将来性に関する評価基準を加え、我が国発のイノベーションを正しく評価できる規制改革が必要で、結果として医療費の無駄な海外流出防止に繋がると考えます。増大するがん医療費の影響をマイナスからプラスに変えるには、新医療技術の保険収載において、我が国発の治療医療機器の先進性を評価できる審査体制に改善する規制改革を進めることが重要であると思います。 また、世界を相手とした治療機器開発を進めるためには、我が国の医療自体が国際レベルにある必要があることは譲りません。世界保健機構(WHO)は、放射線治療に必要な3つの医療職として、放射線腫瘍学を専門とする医師、放射線照射技術を専門とする診療放射線技師の他に、物理学の専門家として医学物理士(Medical Physicist)を挙げています。欧米では、医学物理士の免許・登録制度を導入し、高精度放射線治療を行うには医学物理士を病院で雇用することを必須としており、結果として優れた理工学系博士や保健学系研究者が医療現場に集まり、放射線治療装置の精度管理や治療計画に加えて、医療機器の開発研究に携わっております。我が国では、病院に医学物理士の雇用が義務付けられていないため、人材面で欧米に大きく後れを取っております。世界に通用する治療機器開発のためには、医学物理士の知識や技術が一定水準以上に達していることを国家資格として認定し、高精度放射線治療を行う病院で医学物理士の雇用を義務付けることにより、医学物理士を安定した医療職として確立し、優秀な人材を医療の最前線に迎えることが必須であります。 以上、がん治療費の海外流出を抑え、医療機器産業の成長のため、新医療技術の保険収載において、我が国発の治療医療機器の先進性を評価できる審査体制に改善する規制改革と、我が国の医療を国際レベルにするために医学物理士を国家資格化する規制改革を要望します。	(公社)日本放射線腫瘍学会	厚生労働省	医療機器のイノベーションの評価については、平成28年度保険医療材料制度改正において評価のあり方を見直したところです。ご指摘のような我が国発のイノベーションの評価についても、我が国と同等の審査体制のある国に先駆けて有用性の高い新規の医療機器が導入された場合について迅速な保険導入に対する評価を行うこととしています。 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第2条第3項において、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者として、診療放射線技師の資格が定められています。	平成28年2月10日保発0210第5号「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」(厚生労働省保険局長通知) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	【医療機器のイノベーションの評価】 現行制度下で対応可能 【医学物理士の国家資格化】 対応不可	医療機器のイノベーションの評価については、保険適用希望書において該当する評価を申請企業より希望することができるため、現行制度で対応可能です。 規制改革推進にかかる政府方針により新たに業務独占資格を創設することについては慎重に検討する必要があるとされており、業務独占資格の創設にあたっては、その必要性を十分に検証する必要があります。 医療は、人の生命、身体に関わるものであるため、その業務は当該業務に必要な知識及び技能を身につけた有資格者により行われることが原則です。 医学物理士が行うこととされている業務は、その業務中に患者の生命、身体の安全に影響する医療に係る業務が予定されていないことから、国家資格化により、医業を行うことを認める必要はないと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280810074	28年4月23日	28年5月16日	28年8月10日	放射線医療における医学物理業務の実践する個人と業務内容の明確化	放射線医療業界、特に放射線治療においては、関連機器の殆どが海外製品である。そして私が最も失望しているのは、海外メーカーが日本で得た利益を自国の研究者達に分配し、研究開発を進めている点である。我が国では研究開発を行う医療スタッフが放射線医療の現場にいないことがこのような不利益を生んでいると考える。放射線治療の一部である粒子線治療は日本製品が世界をリードしているが、粒子線治療業界には研究開発ができる理工系研究者が多く現場で働いている。ここで、放射線物理士の教育を受けたフロリダ州の現状を紹介したい。米フロリダ州の医学物理士(Medical physicist)に関する州法第483.901節の宣言文では、不適切な個人が医学物理業務を実践することは公衆の健康と安全の脅威であるとし、州民を守るという州の責務として、医学物理業務の実践は州が指定したライセンスを受けた個人のみ委託するとしている。つまり、医学物理業務は医学物理士の業務独占なのである。そして、医学物理業務の内容についても明記されている。このように、米国は法令で医学物理業務を実践する個人と業務内容を明確にすることで放射線医療の分野で医学物理士の地位を確保し、成功した。さらに、米国の医学物理士は理工系出身者に限られている。日本も米国のように、法令で医学物理業務を定め、医学物理の有資格者のみが医学物理業務を行う唯一の個人として定めるべきである。日本では研究開発の教育を受け機会が少ない診療放射線技師が医学物理業務を行ってきた経緯があり、国家資格を持たない理工系出身者が医療現場に入るための障壁となっている。全ての医学物理士を理工系出身者に限定する必要はないが、現状を打破するには、理工系出身者が放射線医療現場で活躍するための環境整備をすることが急務だと考える。	個人	厚生労働省	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第2条第3項において、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者として、診療放射線技師の資格が定められている。	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	対応不可	規制改革推進にかかる政府方針により新たに業務独占資格を創設することについては慎重に検討する必要があるとされており、業務独占資格の創設にあたっては、その必要性を十分に検証する必要があります。 医療は、人の生命、身体に関わるものであるため、その業務は当該業務に必要な知識及び技能を身につけた有資格者により行われることが原則です。 医学物理士が行うこととされている業務は、その業務中に患者の生命、身体の安全に影響する医療に係る業務が予定されていないことから、国家資格化により、医業を行うことを認める必要はないと考えます。	
280810075	28年4月23日	28年5月16日	28年8月10日	医学物理士国家資格化の要望	粒子線治療が保険適応となるなど放射線の医療分野での利用は益々盛んになってきています。がん治療において放射線治療は3本の柱の一つと言われており、世界保健機関(WHO)の報告書によれば世界のがん患者の50%以上が放射線治療を受けていますが、わが国での利用は30%程度に留まっています。 その理由の一つは医学物理学の有資格専門家による高度放射線治療の管理の体制が整っていないことです。強度変調放射線治療(IMRT)や粒子線治療などの物理工学的に複雑な放射線治療法を適切かつ安全に施行するには、医学物理学の専門家の関与が必要です。国際原子力機関(IAEA)とWHOは、医学物理学の有資格専門家である医学物理士(Medical Physicist)が品質管理を行うべきであると勧告しており、世界的に医学物理士による管理が標準です。 わが国の医療放射線の規制は、放射線障害防止法、医療法(医療法施行規則)、薬事法(放射性医薬品の製造及び取扱規則)において行われています。医療放射線の管理は、医師に任されていますが、医師は放射線物理学の専門教育を受けていません。医師の指示のもとで人体に放射線を照射することを業とする診療放射線技師が医師の業務を補助していますが、医学物理士は法律上関与していません。そのことがわが国における放射線治療の高度化の遅れ、放射線治療における事故を伴う医療事故を引き起こしていると考えられます。厚生労働省健康局長通知(健発0110第7号)では放射線治療に関し専任の医学物理士による管理が推奨されています。 現在、関連学会を財産の拠出者とする一般財団法人医学物理士認定機構が医学物理士を認定していますが、法律上に定められていないため医療現場に医学物理士を置く義務がなく、他の医療職が兼務しているか、従事しておらず、十分な管理が行われていません。 国民が安心して高度放射線治療を受けるためには、医学物理士が専従で管理を行うべきと考え、国家資格の新設を要望します。この職は、高校卒業後、医学物理学の大学院教育を含む6年以上の高等教育を受け、医師に疑義を呈することができる者であることが適切と考えます。医学物理士認定機構が認定している医学物理士は医学物理学の大学院教育を受け、認定試験に合格した者であり、既に全国の19大学院に認定教育コースが設置されています。	(一財)医学物理士認定機構	厚生労働省	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第2条第3項において、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者として、診療放射線技師の資格が定められている。	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	対応不可	規制改革推進にかかる政府方針により新たに業務独占資格を創設することについては慎重に検討する必要があるとされており、業務独占資格の創設にあたっては、その必要性を十分に検証する必要があります。 医療は、人の生命、身体に関わるものであるため、その業務は当該業務に必要な知識及び技能を身につけた有資格者により行われることが原則です。 医学物理士が行うこととされている業務は、その業務中に患者の生命、身体の安全に影響する医療に係る業務が予定されていないことから、国家資格化により、医業を行うことを認める必要はないと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280810076	28年 4月27日	28年 5月16日	28年 8月10日	医学物理士 の国家資格 化	国民の満足度の高い医療を提供することは国策として取り組む重要課題の一つです。超高齢社会の到来と共に毎年新たに国民の約100万人ががんで苦しむ時代突入し、がん治療の3本柱の一つである非侵襲性が高い放射線治療の進歩が多く国民から切望されています。ところが、2012年のWHO World Cancer Reportによれば、世界的にがん患者への放射線治療の利用率は50%以上ですが、日本は先進国ながら30%程度に留まり、高度放射線治療の適応が遅れています。その理由の一つが医学物理士の不足です。 医学物理士は放射線医学における物理的および技術的課題の解決に先導的役割を担う者と定義され、具体的には理工学的側面から高度放射線医療の検証と管理、新たな機器や技術の研究開発、さらに教育に携わる者です。医学物理士の役割は多岐に渡ります。その中で、特に我が国が重要視する陽子線や重粒子線を用いた粒子線治療装置の国際展開において、大きな要の一つが医学物理分野の専門家である医学物理士による装置の研究開発です。 ところが、近年、特に陽子線治療においては欧米諸国の国策により海外メーカーの日本参入が進められており、世界トップクラスであった我が国の粒子線治療装置産業が危うい状況になりつつあります。欧米メーカーの粒子線治療装置の研究開発と普及の遅延の背景には、医療現場を理解する放射線医学物理師の存在が大きい(関与していません。新たな装置開発において、医学物理士とメーカーの装置開発者が密な連携を取ることで新たなニーズに対応した装置を素早く研究開発し、装置を普及させる体制があるためです。一方、我が国では医学物理士は一般財団法人医学物理士認定機構が認定する資格であり国家資格でないため、医療現場へ参入できる窓口が少ないため、新たなニーズを掴む機会と人材が非常に不足した状況です。 一般的な医用X線加速器も含め、粒子線治療装置の研究開発とニーズを先読みする能力を持つ医学物理士を大学・研究所・病院等に適正配置し、装置開発メーカーとの強い協力体制の環境を構築することで、欧米メーカーの追従を振り切り、世界のトップを走り続けることが可能となります。その結果、国産装置の世界展開が促され、我が国に大きな経済効果をもたらすと期待されます。 以上より、「医学物理士の国家資格化」を強く要望致します。	個人	厚生労働省	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第2条第3項において、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者として、診療放射線技師の資格が定められています。	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	対応不可	規制改革推進にかかる政府方針により新たに業務独占資格を創設することについては慎重に検討が必要であるとされており、業務独占資格の創設にあたっては、その必要性を十分に検証する必要があります。 医療は、人の生命、身体に関わるものであるため、その業務は当該業務に必要な知識及び技能を身につけた有資格者により行われることが原則です。 医学物理士が行うこととされている業務は、その業務中に患者の生命、身体の安全に影響する医療に係る業務が予定されていないことから、国家資格化により、医療を行うことを認める必要はないと考えます。
280810077	28年 4月27日	28年 5月16日	28年 8月10日	医学物理士 の国家資格 化への要望	がんの放射線治療分野における医学物理士とは放射線物理学を専門とし、医師の指示に基づく放射線の量を適切に患者へ照射を担保するために、治療計画における照射線量分布の最適化及び評価、放射線治療及び関連機器の受け入れ試験、コミュニケーション試験、品質保証・管理、治療精度の検証・評価、更には、放射線治療の発展に貢献する研究開発、医学物理教育や患者への医学物理的質問に対する説明を主たる業務としています。 平成19年度から開始された文部科学省の大学改革推進等補助金による「がんプロフェッショナル養成プラン」、平成24年度からの「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」では、がんチーム医療に積極的に貢献する職業人育成の一つに医学物理士が明記されています。 また、診療報酬改定における放射線治療に関する施設基準等、陽子線・重粒子線の保険導入では、放射線治療機器の精度管理、照射計画検証、照射計画補助作業等を専ら担当する技術者等(医学物理士等)を指すが必要と記載されています。 その他、厚生労働省で議論されている、がん対策基本法に関するがん対策推進基本計画の変更についての案においても、放射線治療機器の品質管理や高い安全な放射線療法を提供するための多職種で構成された放射線治療チームの設置では医学物理士など専門性の高い人材を適正に配置するとあります。 更に国際原子力機構(IAEA)と世界保健機構(WHO)では、医療被ばくのうち、線量の大きな放射線治療には放射線物理学の有資格専門家による品質管理を行うべきと勧告しております。 医学物理士は国際的にも、また、担当省庁が認めている職種となっておりますが、現在、医学物理士は国家資格ではなく、一般財団法人である医学物理士認定機構が認可している資格となっております。国内の有資格者は940名(2016年3月末)に到達しておりますが、国家資格でないことが大きな障害となり、医療現場でその専門的知識を活用できる環境が整備できておりません。実際の医療現場では、医学物理士の有資格者の多数は診療放射線技師として採用され、本来あるべき医学物理士としての権限や責任が与えられず、診療放射線技師業務を行いながら品質管理を時間外業務として実施している状況です。 以上により、高品質ながんの高精度放射線治療を数多くの患者へ提供するために、医学物理士の国家資格化を要望します。	個人	厚生労働省	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第2条第3項において、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者として、診療放射線技師の資格が定められています。	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	対応不可	規制改革推進にかかる政府方針により新たに業務独占資格を創設することについては慎重に検討が必要であるとされており、業務独占資格の創設にあたっては、その必要性を十分に検証する必要があります。 医療は、人の生命、身体に関わるものであるため、その業務は当該業務に必要な知識及び技能を身につけた有資格者により行われることが原則です。 医学物理士が行うこととされている業務は、その業務中に患者の生命、身体の安全に影響する医療に係る業務が予定されていないことから、国家資格化により、医療を行うことを認める必要はないと考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)
280810078	28年4月28日	28年5月16日	28年8月10日	放射線治療に用いる医療機器の放射線医学物理学の専門家(医学物理士)における国家資格化の要望	<p>世界保健機関(WHO)World Cancer Report(2012)では、世界のがん患者の50%以上が、がん治療の3本柱の一つである放射線治療を受けていると報告しています。一方、日本における放射線治療の普及率は30%程度に留まっております。この原因の一つが、放射線治療に携わる医療スタッフ、特に放射線物理学かつ医学的に放射線を正確に取り扱う専門家である医学物理士が不足していることにあります。</p> <p>放射線治療は患部に局所的に放射線を照射する治療ですが、間違った線量や位置に照射すると命に関わる障害を与える可能性があります。そのため、国際原子力機関(IAEA)とWHOは、放射線治療は放射線物理学の有資格専門家、すなわち医学物理士が品質管理を行うべきであると勧告しています。</p> <p>現在、日本の医学物理士認定機構が認定している医学物理士は約930名ですが、その全員が専任の医学物理士の業に従事しているわけではありません。これは日本の医学物理士が国家資格でないため、教育機関で人材を育成しても、雇う病院が少ないことが主な原因です。厚生労働省による「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において、がん診療連携拠点あたり1名の医学物理士を配置するとされていますが、約400施設のがん連携拠点病院のうち専任の医学物理士免許保有者が在籍している施設は214施設に留まっております。また、海外のように病院あたり2.75名の医学物理士を確保するとすると、約890名の医学物理士が不足している計算になります。</p> <p>更に、従来よりも更にごんに高線量を集中し、正常組織への線量を最小限にする高精度放射線治療が国内に普及し始めていきましたが、それらを安全に使用し管理する医学物理士が不足しているために、その業務の一部を診療放射線技師が請け負っているのが現状であり、責任と業務量においてご負担をおかけしております。</p> <p>日本は超高齢化社会に突入している一方で、新生児医療の発達により病気が聞う子どもたちも増え、放射線治療が担う役割は更に大きくなります。国民が安心して放射線治療を受けることが出来る社会の実現のために、放射線物理学の専門職である医学物理士の国家資格の新設を要望します。この職は、高校卒業後6年の学識(修士課程相当)を有し、医用放射線に関する専門教育を受け、医師に疑義を行うことができることが適切と考えます。</p>	(一財)日本医学物理士会	厚生労働省	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第2条第3項において、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者として、診療放射線技師の資格が定められています。	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	対応不可	<p>規制改革推進にかかる政府方針により新たに業務独占資格を創設することについては慎重に検討が必要であるとされており、業務独占資格の創設にあたっては、その必要性を十分に検証する必要があります。</p> <p>医療は、人の生命、身体に関わるものであるため、その業務は当該業務に必要な知識及び技能を身につけた有資格者により行われることが原則です。</p> <p>医学物理士が行うこととされている業務は、その業務中に患者の生命、身体に安全に影響する医療に係る業務が予定されていないことから、国家資格化により、医療を行うことを認める必要はないと考えます。</p>
280810079	28年5月11日	28年6月8日	28年8月10日	高齢者等の理・美容サービスに配慮するため理・美容車の許可基準の地方自治体向けガイドラインを国が作成すること	<p>〔要望内容〕 理・美容車に関する国による統一基準の設定</p> <p>〔理由〕 理美容業・美容業では、店舗とは別に、移動車両を活用したサービスの提供が認められている。しかしながら、地方自治体によって店舗型の理・美容所、最低面積基準を、そのまま理・美容車にも適用しているケースがあり、都市部などの駐車スペースの狭い場所で理・美容車を駐車できず、在宅介護が必要な高齢者等からの注文に応えられないといった事態が発生している。また、その基準も、都道府県によってさまざまとなっていることから、国が統一的な基準を示すガイドラインを作成する必要がある。</p> <p>〔注〕規制の簡素合理化に関する調査(平成26年10月14日、総務省)によれば、調査を行った11都道府県のうち9都道府県等で、店舗型の理・美容所と同様の床面積の最低面積基準を、そのまま理・美容車にも適用している。また、4都道府県等では、理・美容車における洗髪等に必要設備として、通常の店舗型の理・美容所にはない給水タンクおよび給水タンクと同容量以上の排水タンクを備えることとしている。</p>	日本商工会議所	厚生労働省	<p>理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項により、理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備等を都道府県知事に届け出なければならないこととされており、同法第11条の2により、理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、同法第12条に規定される措置を講ずるに資する旨の確認を受ける必要があります。</p> <p>同様に、美容師法(昭和32年法律第163号)第12条により美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備等を都道府県知事に届け出なければならないこととされており、同法第12条により、美容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、同法第13条に規定される措置を講ずるに資する旨の確認を受ける必要があります。</p> <p>なお、御提案にある面積基準については、理容師法第12条第4号及び美容師法第13条第4号の「その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置」を講ずるために必要なものとして都道府県が必要に応じた基準となります。</p> <p>なお、厚生労働省は、都道府県等からの疑義照会への回答として、「移動理容所について」(昭和39年12月3日付衛環第35号)において、移動理容所については、一般の固定施設による理容所と同様に取り扱って差し支えない旨の見解を示しています。</p>	理容師法(昭和22年法律第234号) 美容師法(昭和32年法律第163号)	検討を予定	<p>規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)において、「移動理美容車の取扱いが地方自治体により異なることについて、現状の調査を行い、地方自治体の定めている基準に衛生上必要な措置として合理性があるかを検証の上、移動理美容車の基準の在り方について検討し、結論を得る。」こととしております。</p>
280810080	28年5月11日	28年6月8日	28年8月10日	経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること	<p>〔要望内容〕 株式会社による医療機関への直接参入</p> <p>〔理由〕 民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めるべきである。医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、資金調達の円滑化、経営の近代化、効率化、投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待できる。</p>	日本商工会議所	厚生労働省	医療機関に関する株式会社への参入については、医療法第7条第6項により営利を目的として、病院等を開設しようとする場合は許可を与えないことができると規定されています。これを改正することは、患者が必要とする医療と株式会社の利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が提供されないおそれがあること、利益が上がない場合の撤退により地域における医療の確保に支障が生じるおそれがあること、利益を上げるために不要な診療が行われ、医療費の増大を招く(おそれがあることなどの理由)から困難です。なお、平成16年の構造改革特別区域法の改正により、高度な医療を提供すること及び自由診療のみを行うことの要件の下に、株式会社による病院・診療所の開設を認めています。	医療法(昭和二十三年七月三十日法律第二百五号)第7条第6項	対応不可	<p>医療機関に関する株式会社への参入については、医療法第7条第6項により営利を目的として病院等を開設しようとする場合は許可を与えないことができると規定されています。これを改正することは、患者が必要とする医療と株式会社の利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が提供されないおそれがあること、利益が上がない場合の撤退により地域における医療の確保に支障が生じるおそれがあること、利益を上げるために不要な診療が行われ、医療費の増大を招く(おそれがあることなどの理由)から困難です。なお、平成16年の構造改革特別区域法の改正により、高度な医療を提供すること及び自由診療のみを行うことの要件の下に、株式会社による病院・診療所の開設を認めています。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280810082	28年5月11日	28年6月8日	28年8月10日		【要望内容】 看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施 【理由】 医療・介護の現場での人手不足を解消するため、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上を図ること (注)「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」(平成27年6月24日 厚生労働省)によれば、2025年度(平成27年度)における介護人材の需給見込みは、需給見込み(約253万人)に対し、供給見込み(約215万人)となり、約38万人の需給ギャップが見込まれると推計されている。 (注)EPAで受け入れた外国人の看護士試験、介護福祉士試験の合格率の水準が低いことについては、受験のための専門用語など日本語のハードルが高いこと、ハードな職務の中で日本語と国家試験対策の勉強へ十分な時間が取れないことなどが理由として指摘されている。 (注)国家試験合格者・合格率の推移(平成27年度の介護福祉士国家試験においては、EPAに基づいて来日した外国人の合格率が初めて50%を超えた)	日本商工会議所	厚生労働省	【看護師試験】 看護師の現場ではコミュニケーションは日本語で行われ、日本語で業務を行うことが不可欠です。患者・家族及び医療関係者とのコミュニケーションを適切に行うことや薬剤の確実な照合等が、安全で適切な医療を行う上で不可欠であり、日本語での業務がままならない場合には、国民の生命や安全を損なうおそれがあります。 そのため、看護師国家試験においては日本語による試験とし、平成23年よりEPA看護師候補者への特例的対応として難解な用語の平易な用語への置き換えや、全ての漢字にふりがなをふることで、疾患名への英語併記等を行っています。 【介護福祉士試験】 介護福祉士試験は外国人の受験者も含めて日本語のみで実施しています。 なお、難しい漢字へのふりがなが付記や疾病名への英語表記、設問文の指示形式を肯定表現に統一するなどのわかりやすい日本語への改善を行っているほか、従来、EPA介護福祉士候補者のみを対象として実施していた全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙の配布について、平成27年度から、外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者で希望する者に対しても実施しています。	【看護師試験】 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第17条および第18条 【介護福祉士試験】 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第1項および第3項	対応不可	【看護師試験】 看護師国家試験では、医療安全確保に必要な医学・看護専門用語についての正確な理解力や、日本語による相応の読解力を評価することも重要な視点となっています。看護師国家試験においては、このような能力を有しているか否かについても問うことができるような問題とする必要があることから、試験問題のすべてを日本語以外で実施することは困難です。 【介護福祉士試験】 介護福祉士試験を英語や母国語で行うことについては、介護現場では、利用者・スタッフとの日本語によるコミュニケーションが必要であり、介護記録の作成や医療職等との連携による安全な介護の提供の観点から、介護専門用語等についての日本語による理解力が不可欠であることから、国家試験を日本語以外で実施することは困難です。	
280810083	28年6月11日	28年7月8日	28年8月10日	社会保険労務士制度	1社労士法改正時の参議院付帯決議に基づき、社労士試験を改革すべきである。憲法・民法等を試験科目に追加すべきである。 2特定社労士が一貫して、労働紛争を解決させるべく(司法院ADRである民事調停の代理権を認めるべきである	個人	厚生労働省	1 社会保険労務士試験の科目に、憲法、民法は含まれていません。 2 特定社会保険労務士の業務として、裁判所での民事調停の代理業務は認められていません。	1 社会保険労務士法第9条及び第10条の2 2 社会保険労務士法第2条第1項から第4項及び第2条の2第1項	1: その他 2: 対応不可	1 社会保険労務士試験については、その実施に関する事務を行う全国社会保険労務士連合会に対し、同試験の見直しなど、社会保険労務士が信頼性の高い能力を担保するための措置を講じるよう指導を行いました。 2 特定社会保険労務士に対する裁判所での民事調停の代理権の付与については、紛争解決手続代理業務の実態を踏まえ、特定社会保険労務士の能力担保が必要であり、慎重な検討を必要とします。	
280810084	28年6月30日	28年7月8日	28年8月10日	若年層の個人消費拡大 国民年金未納対策	非正規社員の厚生年金加入へ制度変更を提案します 現在、非正規社員の増加と国民年金未納が問題になっています。国民年金納付については非正規社員の低賃金による生活苦と年金の納付が個人に依存する事が大きな要因と考えられます。対して企業にとっては非正規社員の年金企業負担がないことでメリットと考えられるとされます。同一労働同一賃金を進める上でも非正規社員の厚生年金加入は年金未納減少、非正規社員の年金負担軽減、それによる個人消費の拡大に貢献できると考えます。厚生年金の企業による納付機能も有効に活用できます。企業からの負担に関する反対がありますが、当初の負担に対する助成対策等の負担軽減処置にて説得する	個人	厚生労働省	労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して、1日又は1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3以上である短時間労働者が、厚生年金の適用対象となっています。	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第九条	【措置の概要前段】 対応 【措置の概要中段】 対応 【措置の概要後段】 検討を予定	【前段】 平成28年10月から、被用者保険(厚生年金、健康保険)の適用範囲を拡大することとしており、従来の加入対象に加え、1週間の所定労働時間又は1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満の者であっても、週の所定労働時間が20時間以上、勤務期間が1年以上見込まれること、月額賃金が8.8万円以上、学生以外、従業員501人以上の企業に勤務していること、5つの条件を全て満たす場合は、厚生年金保険に加入することとなります。 【中段】 また、従業員500人以下の中小企業においても、労使合意に基づき、適用拡大の途を開くことを内容とする法律案を国会に提出しています。 【後段】 さらに、平成31年9月までに、本年10月の法施行の状況、短時間労働者の就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を進めることとしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280915001	28年7月3日	28年8月18日	28年9月15日	処方せん医薬品の販売規制について	<p>”政府の規制改革会議は19日、規制改革に関する第4次答申を安倍晋三首相に提出。薬局において薬剤師不在時に、登録販売者が第2類、第3類の一般用医薬品を販売できるよう規制を見直すことを求めた。”との記事が時事日報に「薬局の定義揺るがす答申」として掲載されていた。</p> <p>調剤薬局薬剤師の立場として発現させて頂きます。上記答申は全く問題ないと思います。これに加えて追加していただきたい事案があります。</p> <p>現在、薬価のある医薬品については原則処方せんがない場合には販売出来ないことになっていますが、スイッチOTCや2類・3類医薬品で一般用医薬品として販売されているものには同一成分の薬剤が多数存在します。</p> <p>劇薬・毒薬・向精神薬・麻薬他特別な管理が必要な薬剤を除いた医薬品については、服薬指導と薬師管理をしっかりと行い、処方せんがなくとも販売できるように法律を変えて頂きたい。現在、調剤薬局にかかっている患者で症状が安定して同じ内容の薬を継続してもらえない。以前と同じ症状で塗り薬・シップを処方してもらえない人は多数存在します。そのような人たちが直接薬局で薬を受け取れば時間の短縮になりますし、社会保障費の削減にもなります。</p> <p>医師会が黙っていないと思いますが、医師不足が叫ばれている状況で、本当に治療が必要な患者が病院にかかり、3分診療と言われるような状況を選べる事こそ本来の医療だと思います。薬局で直接薬を購入して浮いた分の医療費を診療報酬アップに充てれば医師の報酬ダウンを選べられます。</p>	個人	厚生労働省	処方箋医薬品は、安全性・有効性の観点から医師の診断が必要なもの、重篤な副作用等のおそれがあるため定期的な状態把握が必要なもの、依存性等のため本来の目的以外に使用されるおそれがあるもの、として指定されているものであり、医師等の処方箋の交付を受けていない者に販売・授与してはならない旨が規定されています。	医薬品医療機器法第49条	対応不可	処方箋医薬品は安全性、有効性の観点から医師の診断や定期的な状態把握等が必要であるため、処方箋なしに販売・授与できるようにすることは困難です。なお、安全性等一定の要件を満たした医薬品は、表示等を一般消費者向けに変更した上で、スイッチOTCとして処方箋がなくても購入できるようになっています。
280915002	28年7月7日	28年8月18日	28年9月15日	靴、靴、皮革ジャケット等洗たく機の使用に適さない靴にクリーニング業法を適用しない。	<p>(1)当社は、2005年から靴、靴、皮革ジャケット等の皮革製品の“クリーニング”を行うフランチャイズチェーンの本部事業を行い、現在、全国で加盟店が営業中である。同業他社も多数の店舗を展開している。</p> <p>(2)2016年5月、中央区保健所から中央区内の加盟店にクリーニング業法(以下「業法」といふ)に基づくクリーニング所の届出をさせるようにとの指導があった。</p> <p>(3)当社は、同年6月1日、加盟店における“クリーニング”作業を文書および動画で説明し、更に、6月2日、より詳細な資料を提出し、下記の理由により、加盟店に業法の適用がいない旨の見解を述べた。</p> <p>・業法は、洗たく処理を行うクリーニング所の構造設備基準を設ける外、ワイシャツのアイロンがけの技術を修得したクリーニング師の配置を義務付けている。業法は、洗たく(を前提としている)。</p> <p>・加盟店では、洗たくを行わず、汚れを浮き上げさせて布で拭き取る染み抜きの方法によって“クリーニング”を行っている。皮革製品を水に浸し、洗たく機および脱水機で回転させると、型崩れ、ひび割れ、硬化、色落ち等を生じ、使用できなくなるからである。</p> <p>・加盟店ではアイロンがけを行うことはない。</p> <p>・業法の規制は、加盟店における実際の作業とは無関係である。</p> <p>・業法2条1項を機械的に適用すると自動車のシートクリーニングにも業法の適用があることとなるが、届出の指導はしていないのではないかと。</p> <p>(4)これに対し、同保健所は、「平成4年8月10日厚生省生活衛生局指導課長回答がある以上、業法に基づく指導を行わざるを得ない、自粛して(すれば)有り難い。」と回答した。</p> <p>(5)近年、皮革製品の“クリーニング”が個人でも参入可能な新たな事業として認知されてきた。しかし、加盟店および同種の店舗にクリーニング師の配置を義務付けられると大きな負担となって事業の継続が困難になり、この事業に参入した多くの企業および消費者に大きな影響が及ぶ。</p>	民間企業	厚生労働省	クリーニング業法第2条において、「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること、と規定され、同法第3条において、営業者はクリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならないこととされています。	クリーニング業法第2条、第3条及び第5条	対応不可	クリーニング業の取り扱い対象となる製品そのものに使われる素材の変化等に対応し、洗たく方法等も技術的に発展しており、クリーニング業に該当するか否かについては、対象物や手法等について、総合的に勘案し、個別具体的に判断すべきと考えます。
280915003	28年7月11日	28年8月18日	28年9月15日	高精度放射線療法士の品質管理を担当する医学物理士法の制定のお願い	<p>【背景】 国立がん研究センター「がんの統計'15」によれば、新たに診断されたがんは85万余例(2011年推計値)、がんによる死亡は約36万例(2014年)であり、特に生産年齢層のがんへ罹患と死亡は問題である。また、肺・肝・膵がん等、高精度放射線療法の適応となる難治がんが、がんによる死亡数の上位にあり、高精度放射線療法の需要が拡大している。</p> <p>【現状・問題点】 平成18年施行がん対策基本法では、がん医療の均質化の促進が掲げられ、特に参議院厚生労働委員会による附帯決議で、放射線療法の品質管理を十分行えるよう専門的な人材の育成に努めることが謳われた。これを受けて平成19年度および平成24年度からの「がんプロフェッショナル養成プラン」が、がんプロフェッショナル養成推進プランにより、全国33の大学院は医学物理教育コースを設置し、専門教育を行い、高精度放射線療法の品質管理を担う人材を育成している。また、関連3学術団体が設置した医学物理士認定機構による医学物理士認定者数は平成28年度に千余名に達する見込みである。</p> <p>診療報酬特掲診療科の施設基準(通知)第83の3及び4は、「放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者(診療放射線技師その他の技術者等)が1名以上配置されていること」と記載している。さらに、平成28年度改定で、放射線治療の品質管理する人的要件では、診療放射線技師が精度管理を担当する技術者を兼任することが不可となった。しかし、医学物理士の名称を使用していないため医学物理士ポストの設定と雇用が進んでいない。また、これに起因する人材の偏在が高精度放射線治療を実施できる施設の地域的偏りとなり、がんによる死亡率に1.5倍もの地域間格差が生じる一因となっている。</p> <p>【解決策】 医学物理士の名称を医療における資格として独占的に使用できるよう、医学物理士法の制定を行う。国家資格として医学物理士の適性を判断する国家試験を実施し、高精度放射線治療の均質化に貢献する人材の確保を促進する。</p> <p>また、医学物理士はILOによるICSO-08に分類されている職業であるため、日本の医療を国際展開する取り組み「Medical Excellence Japan」において外向きには相手国の医学物理教育、内向きには国際標準の医療スタッフによる医療の提供を期待する。</p>	(一社)日本医学物理学会	厚生労働省	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第2条第3項において、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者として、診療放射線技師の資格が定められています。	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	対応不可	規制改革推進にかかる政府方針により新たに業務独占資格を創設することについては慎重に検討する必要があります。医療は、人の生命、身体に関わるものであるため、その業務は当該業務に必要な知識及び技能を身につけた有資格者により行われることが原則です。医学物理士が行うこととされている業務は、その業務中に患者の生命、身体の安全に影響する医療に係る業務が予定されていないことから、国家資格化により、医療を行うことを認める必要はないと考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280915007	28年 7月28日	28年 8月18日	28年 9月15日	防爆構造電動機に関する規制緩和	防爆構造電動機の保守について、 1)防爆構造電動機の巻き線の巻き替えは、「改造」ではなく「修理」とすること。 2)防爆構造電動機の部品交換については、「出荷時と同一のものとの交換」でなく、構造が異なっても、防爆検定品に組み込まれている部品を用いる場合に限り「改造」ではなく「修理」とし、部品交換可能とすること。 を要する。 <理由> 防爆構造電動機の保守に関しては、工場電気設備防爆指針や産業安全技術協会の見解等を根拠に実施しており、工場電気設備防爆指針の2006年版改訂により「防爆性能を保持している部品類の交換は改造とされ製造者に委ねなければならない」と明記された。 また、防爆構造電動機の巻き線の巻き替えに関しては、産業安全技術協会の見解により現状認められていない。 防爆構造電動機の部品の交換に関しても、同上の見解により、「出荷時と同一のものとの交換」でなければ認められず、「性能が同等であっても構造が異なるものには交換できない」となっている。 改造の場合、新たに防爆検定が必要となることは理解するが、防爆検定の合格証の有効期限3年を超えた後に改造を行う場合には、旧品の改造に伴う再受験は製造者であっても認められていないため、電動機一式更新をせざるを得ない。 巻き線の巻き替えは、各メンテナンス会社で多数の実績がある保守方法であり、巻き替えにより防爆性能が落ちることは通常考えられず、防爆構造電動機の巻き替えによる保守を認めるべき。 部品の交換に関しては、技術の進歩が日進月歩の時代に「出荷時と同一のものとの交換」でなければ認めないという見解では、技術の発展を阻害する要因になりかねない。 電動機を新作する場合、新しい別の部品で防爆検定を受けしており、安全性も問題ないことから、性能が同等であれば構造が異なっても部品交換を認めるべき。 また、保守部品供給期間を過ぎた場合、出荷時と同一部品の再製作は可能ではあるものの、メーカーが製造を中止してからでは、再製作の時間・コストが膨大になる。 要望が実現した場合、例えば巻き線の巻き替えであれば数百万円で済むところ、電動機一式更新となれば数千万円規模の投資が必要となる電動機もある。 部品の交換についても、部品1個の交換(部品単価数十万円)が出来ずに、電動機一式更新せざるを得ないといった負担を回避できる。	石油化学工業協会	厚生労働省	電気機械器具の防爆構造等については、労働安全衛生法に基づき(型式検定の対象等とすることにより、当該電気機械器具の安全性の確保を図っています。 具体的には、防爆構造電気機械器具(以下「防爆機器」という。)を取り扱う労働者への危険を防止するため、電気機械器具防爆構造規格を満たさない防爆機器の譲渡、貸与及び設置を禁止するとともに、防爆機器を使用するに当たっては、労働安全衛生法に基づく登録型式検定機関による型式検定に合格することが必要等とされています。 また、法令の要件を満たして使用している防爆機器であっても、経年劣化等によって労働者への危険を生じさせるおそれがあることから、法令に基づく規制ではないものの、当該防爆機器を安全に使用するために満たすことが望ましい事項が定められた「工場電気設備防爆指針」(作成:独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所)に沿って、個別の防爆機器に係る保守管理(メンテナンス)が行われています。	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第42条、同法第44条の2 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第13条、第14条の2 電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)	検討を予定	ご指摘の防爆構造電動機の部品交換に係る見解は、登録型式検定機関である公益社団法人産業安全技術協会が示しているもので、厚生労働省としても、当該機関、有識者等を対象としてヒアリング等を行い、実状を把握していきたいと考えています。	
280915008	28年 7月29日	28年 8月18日	28年 9月15日	歯科技工士免許を取得した外国人留学生の就労解禁	世界的にも優れた専門技術である日本の歯科技工分野において、近年、日本で歯科技工士免許を取得し、技術の習得を希望する留學生が増加してきております。一人前の歯科技工士になるためには、免許取得後に技工所等での修業が必須です。本邦の歯科技工士養成所等に留学し国家試験を突破しても、就労できない現在の規制について改革を提案致します。 少子高齢化等の社会情勢により歯科技工士は減少しており、歯科技工士養成所の閉校や定員割れが続いています。歯科医療の担い手が不足しつつあります。一方、ノウハウの詰まった歯科技工士養成所への海外からの留学希望者は、増加傾向にあります。しかし、免許取得後に技術を磨くことが許されない現状では、受け入れは望みません。 また、今後より活発になる日本の歯科医療の海外展開において、チーム医療の担い手としての歯科技工士(日本の歯科技工士免許を取得した外国人歯科技工士を含む)は、必要不可欠な存在です。 外国人留學生が本邦の歯科技工士養成所を卒業し専門士又は学士を取得、かつ歯科技工士国家試験に合格した場合、「医療」の在留資格を付与し、本邦での就労を解禁して頂く提案致します。	D.T.ソリューション	法務省 厚生労働省	現行法上、「医療」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」に定める要件を満たす必要があります。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、別表第1の2、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	その他	外国人材の受け入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略2016」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えています。	